

ヲ受ケタルトキハ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲ササルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ノ廢止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ  
効力ヲ生セス

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ勞働者退職事由其ノ他ノ事由ニ因リ本法  
ノ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ少クトモ動議一年ニ付標準賃金十二日分ニ相當スル退職手當  
(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ動議一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分、  
動議三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ)ヲ支給スヘシ  
此ノ場合ニ於テハ第二十四條第一項但書及第二十六條第一項但書ノ規定ヲ準用ス)

第二十九條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ第一項ノ準備積立金ニ、第二十四條第四項、  
第二十九條及第三十一條ノ規定ハ第一項ノ退職手當ニ之ヲ準用ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ準備積立金ノ増額ヲ命スルコトヲ得  
(積法)二四、二六 (積令)二二、二二、二三 (積規)二六、二七、二八、二九、三〇、三三、三四、三五  
三六

#### 第四章 退職金審査會

第三十一條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ニ付民事訴訟ヲ提起スルニハ退職

金審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

(積令)二四乃至四〇

第三十二條 退職金審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
(積令)二四乃至四〇

#### 第五章 罰 則

第三十三條 事業主第二十一條第一項(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)  
ノ許可ヲ受ケスシテ退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ三千  
圓以下ノ罰金ニ處ス

事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受ケサルニ拘ラス其ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ  
執行スル役員退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦前項ニ同シ

第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第三條第二項、第十一條第一項、第十四條、第十六條第一項、第十七條、第十八條、第十九  
條、第二十條(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十四條第一項  
第四項(第三十條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十五條、第二十六條第一項、第二十



七條第一項、第二十八條（第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第四十一條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十三條第二項第三項（第二十一條第二項、第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十七條又ハ第三十條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキ

三 第三條第一項、第三十條第一項又ハ第四十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準備積立金ノ積立ヲ爲ササルトキ

四 第三十條第三項ノ規定ニ依リ支給スヘキ退職手當トシテ勤続一年ニ付標準賃金十二日分以内ニ相當スル金額（事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分以内、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分以内ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ）ヲ支給セサルトキ

第三十五條 第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事業主ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ者カ法人ナル

トキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十一年十一月三十日勅令第四百十三號ヲ以テ昭和十二年一月一日ヨリ施行）

第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四十條 勞働者第十六條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ積立ノ最初ノ期間中ニ退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル場合ニ於テハ第二十四條第一項第二號ノ金額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額トス

第四十一條 事業主及勞働者ノ出捐ニ係ル組合カ本法施行ノ際現ニ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十一條ニ規定スル退職積立金並ニ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ組合カ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル場合ニ支給スヘキ金額ヲ支給セサルトキハ事業主ハ組合ノ支給セサル金額ニ相當スル金額ヲ勞働者ニ支給スヘシ行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得



(積規)三七

第四十二條 事業主本法施行ノ際現ニ使用スル労働者ノ本法施行前ノ勤務ニ對スル退職手當及之カ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ準備積立金ニ、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ退職手當ニ之ヲ準用ス

(積規)三八

第四十三條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケル本法適用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用ニ依リ廢止又ハ變更セラルルコトナシ  
但シ本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依ル退職手當ヲ支給スル場合ニ於テハ從前ノ規程ニ依リ支給スヘキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給スルヲ以テ足ル

第四十四條 國稅徵收法第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ  
退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同シ

第四十五條 郵便貯金法第四條ニ左ノ一號ヲ加フ  
五 退職積立金及退職手當法ニ依ル積立金ノ預入金

### 二、退職積立金及退職手當法施行令

(昭和十一年十一月三十日) 勅令第四百十四號

#### 第一章 總則

第一條 退職積立金及退職手當法ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク  
一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當  
二 通勤手當  
三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ  
四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ

賃金ノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ同條第三項ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ爲シタル健康保險組合ノ被保險者タル労働者ニ付テハ其ノ定ニ依リ之ヲ算定ス

第二條 退職積立金及退職手當法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ一定ノ期間中ノ賃金ノ計算ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間中ニ支拂ハルヘキ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス



事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ労働者ノ各一月ノ賃金ハ前項ノ規定ニ拘ラス健康保険法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ當該労働者ニ付算定シタル金額ノ三十倍ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ一月中當該労働者ニ支拂ハルヘキ賃金ナキトキハ其ノ一月ニ於ケル其ノ者ノ賃金ハ之ヲナキモノト爲スコトヲ得

(積法)六 (積規)七

第三條 退職積立金及退職手當法ノ標準賃金ハ健康保険法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被

保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ算定シタル金額トス

前項ノ規定ニ依ル金額カ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シ著シク低額ナルトキハ

前項ノ規定ニ拘ラス従前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シテ事業主適當ナル金額ヲ定ムヘシ

(積法)六

第四條 退職積立金及退職手當法第八條ノ賃金ハ左ノ各號ノ金額ノ合算額トス

一 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間ノ末日ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金

二 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間中ニ退職(解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同シ)其ノ他ノ事由ニ因リ同法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル労働者ノ賃金ニシテ退職手當積立金及準備積立金

ノ積立ノ基準ナ爲シタル金額

第五條 道府縣又ハ道府縣ト労働者トノ出捐ニ係ル組合カ退職積立金及退職手當法ニ準スル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テハ道府縣ハ同法第十一條ニ規定スル退職積立

金若ハ同法第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サス又ハ同法第十一條若ハ

第十六條及第十七條ニ規定スル率ト異ナル率ノ積立ヲ爲スコトヲ得

市町村其ノ他之ニ準スヘキモノ又ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノト労働者トノ出捐ニ係ル組合

カ退職積立金及退職手當法ニ準スル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ市

町村其ノ他之ニ準スヘキモノ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキ亦前項ニ同シ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

(積法)一〇 (積規)一〇

第六條 事業主ハ退職積立金、退職手當積立金及準備積立金並ニ退職手當ニ關シ計算ヲ爲ス場合ニ

於テ一錢未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

第七條 本令中行政官廳トアルハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ地方長官(東京府ニ在リテ

ハ警視總監以下之ニ同シ)、鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

第一章 退職積立金

第八條 退職積立金トシテ積立ツヘキ金額ノ計算ハ豫メ事業主ノ定メタル一月以内ノ一定ノ期間中



ノ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主ハ退職積立金トシテ積立ツヘキ金額ヲ前項ノ期間毎ニ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スヘシ但シ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコト能ハサルトキハ其ノ次ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコトヲ得

第九條 退職積立金ノ積立ハ前條第二項ノ規定ニ依ル控除ノ都度滞滞ナク之ヲ爲スヘシ但シ行政官應ノ許可ヲ受ケタルトキハ一定ノ時期ニ取極メ積立ヲ爲スコトヲ得

第十條 退職積立金ノ積立ハ事業主行政官應ノ許可ヲ受ケ労働者ノ他ノ財産ト分別シテ郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託、登録國債其ノ他確實ナル方法ニ依リ之ヲ爲スヘシ

行政官應必要アリト認めタルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ積立ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ支拂ニ付事業主ノ證明ヲ必要トスル方法ニ依リ之ヲ爲シ通帳又ハ證書ハ事業主之ヲ保管スヘシ

登録國債ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ登録ノ變更又ハ除却等其ノ登録國債ニ關スル請求ハ事業主之ヲ爲シ其ノ登録國債ノ元利金ノ支拂又ハ登録除却ノ場合ニ於ケル證券ノ引渡ハ日本銀行之ヲ事業主ニ爲スヘシ

（積法）一一、一四

第十一條 退職積立金ノ積立ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲スコトヲ以テ、登録國債ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ甲種國債登録簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ以テ之ヲ爲ス

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ郵便官署、銀行又ハ信託會社其ノ受入又ハ引受ヲ爲シタルトキハ事業主ノ請求ニ依リ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲シ尙貯金原簿又ハ之ニ準スヘキ帳簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スヘシ

登録國債ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ日本銀行ハ事業主ノ請求ニ依リ甲種國債登録簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スヘシ

第十二條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル場合ニ於テハ事業主ハ労働者カ退職積立金ノ支拂ヲ受クルニ必要ナル事業主ノ爲スヘキ手續ヲ遅滞ナク完了スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ事業主ハ退職積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スヘシ

（積法）一一、一四

第十三條 事業主ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル場合ニ於テ其ノ労働者ノ賃金ヨリ控除シタル金額ニシテ積立ヲ爲サ、ルモノアルトキハ之ヲ支拂フヘシ



第三章 退職積立金及退職手当

第十四條 事業主ハ退職積立金及退職手当法第十六條ノ規定ニ依ル退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ヲ定メ豫メ行政官廳ニ届出ツヘシ  
行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ計算ノ期間ノ變更ヲ命スルコトヲ得

(積法)一六

第十五條 退職積立金及退職手當法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ退職手當積立金ノ計算ハ其ノ計算ノ期間中ニ於ケル退職積立金ノ計算ノ期間毎ニ労働者別ニ之ヲ爲スコトヲ得

(積法)一六

第十六條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依ル退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ハ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年トス

(積法)一七

第十七條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ退職手當積立金ノ額ハ左ノ各號ヲ標準トスルモノトス  
一 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ

除タル割合カ年百分ノ五ヲ超エ年百分ノ七・五以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、年百分ノ七・五ヲ超エ年百分ノ十以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、年百分ノ十ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ利益配當金額カ拂込株金額又ハ出資金額ノ年百分ノ五ノ割合ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

(積法)一七

二 個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額カ一萬圓ヲ超エ二萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、二萬圓ヲ超エ三萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、三萬圓ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ純益金額ノ百分ノ六十カ六千圓ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

(積法)一七

前項ノ事業年度ハ當該事業年度又ハ直前ノ事業年度、曆年ハ當該曆年又ハ直前ノ曆年トシ事業主ノ選擇スル所ニ依ル但シ選擇シタル事業年度又ハ曆年ハ労働者ノ不利益ニ之ヲ變更スルコトヲ得

(積法)一七

行政官廳事業主ノ爲シタル利益配當金額、純益金額又ハ積立ノ金額ノ算定不當ナリト認ムルトキハ積立ノ金額ヲ更正シテ認可スルコトヲ得  
ハ積立ノ金額ヲ更正シテ認可スルコトヲ得  
詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ認可ヲ受ケタル者ニ對シテハ行政官廳ハ其ノ認可シタル金額ノ變更ヲ命スルコトヲ得

(積法)一七

(積法)一七 (積法)二二、一四



第十八條 第十一條ノ規定ハ退職手當積立金及準備積立金ニ之ヲ準用ス

第十九條 郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託又ハ登録國債ノ方法ニ依リ積立ヲ爲シタル退職手當積立金又ハ準備積立金カ退職手當積立金又ハ準備積立金タラサルニ至リタルトキハ事業主ハ退職手當積立金又ハ準備積立金キ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スヘシ

第二十條 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年終了後其ノ期間中ニ於ケル賃金、退職手當積立金及準備積立金ノ積立額並ニ賃金ニ對スル積立額ノ比率ヲ記シタル計算書ヲ所得税又ハ營業收益税ニ關スル申告ノ際稅務署ニ提出スヘシ

第二十一條 退職積立金及退職手當法第二十四條第四項又ハ第三十條第四項ノ規定ニ依リ退職手當ヲ受クヘキ者ハ労働者ノ配偶者トス

第二十二條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ退職手當ヲ支給スヘシ労働者ノ遺言又ハ事業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主
- 二 労働者ノ兄弟姉妹ニシテ労働者ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第四章 退職金審査會

第二十四條 退職金審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ヲ審査ス

第二十五條 退職金審査會ノ管轄區域ハ道府縣ノ區域トシ其ノ名稱及位置ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十六條 退職金審査會ハ會長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十七條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ



委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第二十八條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第二十九條 退職金審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官吏中ヨリ地方長官之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三十條 審査ハ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル際其ノ使用セラレタル事業ノ所在地ヲ管轄スル退職金審査會ニ於テ之ヲ爲ス

前項ノ事業ノ所在地數府縣ニ亘ル場合ニ於テハ之ヲ管轄スル退職金審査會ハ内務大臣之ヲ指定ス

第三十一條 審査ノ請求ハ請求ノ趣旨ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 審査ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 審査ハ之ヲ公開セス

第三十五條 工場監督官、職務監督官其ノ他ノ關係官吏ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十六條 審査請求人又ハ關係人ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 退職金審査會審査ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ事件カ管轄違ナルトキハ會長ハ之ヲ所轄退職金審査會ニ移送スヘシ

第三十八條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三十九條 退職金審査會ハ前條ノ決定書ノ謄本ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ審査請求人ニ交付スヘシ

審査請求人ニ對シ決定書ノ謄本ヲ交付スルコト能ハサルトキハ退職金審査會ハ其ノ決定書ノ謄本ヲ揭示板ニ揭示スヘシ

第四十條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求ノ手續ヲ受繼クモノトス

附 則

本令ハ退職積立金及退職手當法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日ヨリ施行) 退職積立金及退職手當法適用後初テ第八條第二項ノ規定ニ依リ貸金ヨリ控除スヘキ額ハ同法適用後



ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得  
退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ退職手當積立  
金ノ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得  
退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ退職手當積立  
金ノ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

### 三、退職積立金及退職手當法施行規則

(昭和十一年十一月三十日  
內務省令第四十六號)

- 第一條 退職積立金及退職手當法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ法ノ適用ヲ受クルニ至リク  
ル事業ノ事業主ハ左ニ掲クル事項ヲ十日以内ニ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同  
シ)ニ届出ツヘシ第一號又ハ第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同シ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者  
ノ氏名以下之ニ同シ)
  - 三 常時使用労働者數
  - 四 法ノ適用ヲ受クルニ至リタル年月日
- 第二條 事業主其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第三條 法第二條ノ届出ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所



- 三 常時使用労働者数
- 四 法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル事由
- 五 退職積立金及退職手當積立金ノ現在高並ニ退職手當及之カ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ有スルモノニ在リテハ準備積立金ノ現在高及支給スヘキ退職手當ノ金額
- 第四條 法第三條第一項ノ許可ノ申請ハ退職積立金、退職手當積立金又ハ退職手當及之カ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所
  - 三 常時使用労働者數
- 法第三條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ
  - 一 規定ヲ廢止又ハ變更セントスル理由
  - 二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及前條第五號ノ事項、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程
- 第五條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ヲ承繼アリタル場合ニ於テ労働者ノ全部カ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ積立金ノ全部ニ付、労働者ノ一部カ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ

- 左ノ各號ノ積立金ニ付従前ノ事業主及承繼人ハ名稱ノ變更其ノ他必要ナル手續ヲ爲スヘシ
- 一 引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ屬スル退職積立金
  - 二 退職手當積立金中労働者別ニ計算ヲ明ニシタルモノニ付テハ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ノ計算ニ屬スル金額
  - 三 退職手當積立金中特別手當積立金トシテ保留シタルモノニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ之ヲ按分シ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
  - 四 準備積立金ニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ勤続年數ヲ乗シタル額ニ之ヲ按分シ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
- 前項ノ場合ニ於テ労働者ノ一部カ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ法第十九條第二項又ハ法第二十八條ノ規定ニ依ル計算又ハ積立ハ事業ノ承繼アリタル日ヲ以テ計算又ハ積立ノ期日到来シタルモノト看做シ之ヲ爲スヘシ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合亦同シ
- 第六條 承繼人ハ従前ノ事業主トノ連署ヲ以テ左ニ掲クル事項ヲ事業ノ承繼アリタル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ
- 連署スルト前ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ
- 一 事業ノ名稱、種類及所在地



- 二 事業主（事業ノ承継人及従前ノ事業主）ノ氏名及住所
- 三 事業ノ承継ノ事由及全部承継又ハ一部承継ノ別
- 四 引續キ承継人ニ使用セラルル労働者數
- 五 承継シタル積立金

第七條 退職積立金及退職手當法施行令（以下令ト稱ス）第二條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 使用労働者現在數
- 四 標準報酬日額ノ平均額
- 五 労働者一人當リ一日ノ勞務ニ對スル賃金ノ平均額
- 六 報酬日額四圓ヲ超ユル労働者數

第八條 事業主ハ毎年二月十五日迄ニ前年ニ於ケル退職積立金、退職手當積立金及準備積立金ノ積立並ニ退職積立金ノ支拂及退職手當又ハ之ニ代ルヘキモノノ支給ノ狀況ヲ地方長官ニ届出ツヘシ  
 第九條 法ノ適用ヲ受クル事業カ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ法ノ適用ヲ受ケサルニ至リタル場合ハ事業主ハ還滞ナク退職積立金ノ支拂及退職手當ノ支給ヲ完了シタル上其ノ願末ヲ地方長官ニ

届出ツヘシ

第十條 令第五條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業經營ノ主體
- 三 常時使用労働者數
- 四 退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程
- 五 組合ノ組織組合（規約又ハ之ニ準スヘキモノヲ添附スルコト）
- 六 退職積立金ニ代ルヘキ事項
- 七 退職手當ノ支給ニ代ルヘキ事項

令第五條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ還滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

- 第十一條 事業主ハ退職積立金臺帳ヲ調製シ労働者別ニ左ニ掲クル事項及其ノ年月日ヲ記載スヘシ
- 一 退職積立金トシテ控除シタル金額
  - 二 退職積立金トシテ積立テタル金額
  - 三 退職積立金ヨリ生シタル利下
  - 四 積立方法別金額



五 退職積立金ヲ運用シタル金額及退職積立金へ積戻シタル金額

第十二條 法第十一條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 災害其ノ他已ムヲ得サル事由ノ具體的事項及積立ノ程度

第十三條 法第十三條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 運用セントスル金額及期間

四 支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法

五 利率

第十四條 法第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ供託ヲ命セラレタル事業主ハ事業ノ所在地ニ

於テ供託ヲ爲スヘシ

前項ノ事業主供託ヲ爲シタルトキハ供託國債受入ノ記載アル供託書ノ寫ヲ添附シ遲滞ナク其ノ旨

ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官法第十三條第四項ノ權利ノ實行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ供託國債受入ノ記載アル

供託書又ハ退職積立金ニ關スル帳簿ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十五條 事業主ハ退職手當積立金臺帳ヲ調製シ左ニ掲クル事項及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

一 法第十六條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額

二 法第十七條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額

三 退職手當積立金ヨリ生シタル利子及餘利ヲ積立テタル金額

四 退職手當積立金ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額

五 積立方法別金額

六 退職手當積立金ヲ運用シタル金額及退職手當積立金へ積戻シタル金額

第十六條 事業主ハ退職手當積立金勞働者別明細簿ヲ調製シ勞働者毎ニ法第十六條、法第十七條及

法第十九條ノ積立金（法第二十八條ノ積立金ヲ含ム）別ニ積立テタル金額及其ノ年月日ヲ記載ス

ヘシ

第十七條 事業主ハ特別手當積立金明細簿ヲ調製シ特別手當積立金トシテ保留シタル金額、特別手

當トシテ支給シタル金額及退職手當積立金ニ充當シタル金額並ニ其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第十八條 第十二條ノ規定ハ法第十六條第二項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 法第十七條ノ認可ノ申請ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ

在リテハ當該曆年終了後一月以内ニ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ但シ巴ムヲ得サル事由アルトキハ此



ノ限ニ在ラス

前項ノ認可ノ申請ハ當該事業年度又ハ曆年終了前ニ豫メ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 前條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 期間末ニ於ケル労働者數及其ノ期間中ノ賃金ノ額
- 四 積立テントスル退職手當積立金ノ金額及前號ノ賃金ノ額ニ對スル割合
- 五 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル拂込株金額又ハ出資金額、利益配當金額及利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル年割合、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額

前條第二項ノ認可申請書ニハ前項第一號及第二號ノ事項並ニ退職手當積立金ノ額ヲ定ムル標準ヲ記載スヘシ

第二十一條 事業主第十九條第二項ノ規定ニ依リ法第十七條ノ認可ヲ受ケタル場合ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後遅滞ナク前條第一項各號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十二條 法第十七條但書ノ許可ノ申請ハ第二十條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ具

シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第二十三條 法第十八條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 労働者別計算ノ標準

第二十四條 事業主ハ豫メ法第十九條第二項ノ一定ノ計算期ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ計算期ハ毎年一回以上タルコトヲ要ス  
法第十九條第一項ノ退職手當積立金ニシテ労働者別ニ計算ヲ明ニセサル金額ハ當該計算期ニ於ケル労働者ノ直前ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ノ明ナル退職手當積立金ノ額及直前ノ計算期ニ於ケル特別手當積立金ノ額ニ之ヲ按分シテ計算ヲ明ニスヘシ

第二十五條 第十三條ノ規定ハ法第二十一條第一項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第二十六條 第十四條ノ規定ハ法第二十一條第二項、法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第十三條第二項乃至第五項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 労働者左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトヲ得  
一 重要ナル経歴ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルコト



二 營業ノ秘密ヲ漏洩セシトシタルコト明ナルコト  
 三 故意ニ事業ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト  
 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ヒタルコト  
 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ背信行爲アリタルコト

第二十八條 勞働者勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ  
 法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セサルコトヲ得

一 事業ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト  
 二 素行著シク不良ナルコト  
 三 戒告數回ニ及フモ仍出勤常ナラサルコト  
 四 戒告數回ニ及フモ乃怠慢ニシテ勞務ニ不熱心又ハ勞務ニ就カサルコト  
 五 其ノ他前各號ニ準スル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

勞働者勤続三年以上十年未滿ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法  
 第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコ  
 トヲ得ス

第二十九條 勞働者勤続三年未滿ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ  
 退職手當ハ之ヲ支給セサルコトヲ得

勞働者勤続三年以上ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ  
 之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ス

勞働者退職ヲ申出テタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セス

一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ハサルトキ  
 二 就業規則又ハ之ニ準スヘキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ  
 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ  
 四 女子勞働者カ結婚スルトキ  
 五 其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ

第三十條 勞働者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルニ依リ又ハ第二十七條各號若ハ第二十八條第一項各  
 號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十六條第一項ノ特別手當ハ之ヲ加算ス  
 ルコトヲ要セス

第三十一條 法第二十七條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地  
 二 事業主ノ氏名住所  
 三 常時使用勞働者數  
 四 特別手當積立金ノ限度ト爲サントスル金額



五 健康保險法ニ依リ使用労働者ニ付定メタル標準報酬日額ノ合計額

法第二十七條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ常時使用労働者數ニ著シキ増加アリタルトキハ前項第三號及第五號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第三十二條 第二十四條第三項ノ規定ハ法第二十八條第一項ノ規定ニ依リ餘利ヲ積立ツル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 法第三十條第一項ノ許可ノ申請ハ退職手當及之カ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

法第三十條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

一 規程ヲ廢止又ハ變更セントスル理由

二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及準備積立金ノ現在高、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程

第三十四條 第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ法第三十條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 第十三條ノ規定ハ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 第二十四條第一項及第二項ノ規定ハ法第三十條第四項ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 法第四十一條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

四 退職手當ニ關スル規程

五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準スヘキモノヲ添附スルコト)

六 退職積立金ニ代ルヘキ事項

七 退職手當ノ支給ニ代ルヘキ事項

法第四十一條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキ

ハ其ノ事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

第三十八條 法第四十二條ノ許可ノ申請ハ退職手當及之カ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ



- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數
- 四 法施行前ヨリ引續キ使用スル労働者數
- 第三十九條 事業主ハ準備積立金彙帳ヲ調製シ左ニ掲クル事項及其ノ年月日ヲ記載スヘシ
  - 一 準備積立金トシテ積立テタル金額
  - 二 準備積立金ヨリ生シタル利子及餘利ヲ積立テタル金額
  - 三 準備積立金中ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額
  - 四 積立方法別金額
  - 五 準備積立金ヲ運用シタル金額又準備積立金ヘ積戻シタル金額
- 第四十條 事業主ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ労働者ニ周知セシムヘシ
- 第四十一條 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ帳簿ハ之ヲ合併スルコトヲ妨ケス
- 第四十二條 退職積立金及退職手當ニ關スル帳簿其ノ他重要ナル書類ハ事業毎ニ之ヲ備置クヘシ前項ノ帳簿又ハ書類ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事業主ノ義務ヲ完了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

- 第四十三條 事業主ハ法又ハ法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スヘキ事項ニ付豫メ代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
  - 第四十四條 本令中地方長官トアルハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ鑛山監督局長トス
  - 第四十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
    - 一 第一條、第二條、第六條、第八條、第十四條第二項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十一條、第二十四條第一項(第三十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三十一條第二項又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ若ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
    - 二 第五條ノ規定ニ依ル手續ヲ怠リタル者
    - 三 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規定ニ依ル帳簿ノ調製若ハ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
    - 四 第十四條第三項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサル者
    - 五 第四十條又ハ第四十二條ノ規定ニ違反シタル者
- 附 則
- 本令ハ法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日ヨリ施行)

四 準備積立金又退職手當彙帳調製

(昭和十三年七月二十二日)



### 四、退職積立金及退職手當法施行細則

(昭和十三年七月二十二日 埼玉縣令第四十六號)

第一條 退職積立金及退職手當法(以下法ト稱ス)退職積立金及退職手當法施行令(以下令ト稱ス)退職積立金及退職手當法施行規則(以下規則ト稱ス)又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スベキ願届書(三通)ハ事業所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ、但シ退職金審査會ニ提出スベキ文書ハ此ノ限ニ非ラズ

前項ノ願届事項ヲ許可シタルトキハ様式第一號ノ許可證印ヲ、認可シタルトキハ様式第二號ノ認可證印ヲ、其ノ他ノ場合ハ様式第三號ノ届出濟證印ヲ前項ノ副本ニ押捺シテ之ヲ交付ス

第二條 事業主ハ法第十一條ノ規定ニ依ル退職積立金法第十六條及法第十七條ノ規定ニ依ル退職手當積立金ニ關スル規程ヲ定メ遲滞ナク届出ヅベシ

之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ法第三十條ノ規定ニ依ル準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一第



第一條第二項ノ規定ニ依ル許可證印

様式第二號



第一條第二項ノ規定ニ依ル認可證印



様式第三號



第一條第二項ノ規定ニ  
依ル届出清ノ證印

海峽植民地ニ於テ本條ノ規定ニ依リ  
第一條第二項ノ規定ニ依リ  
第一條第二項ノ規定ニ依リ

第五條第一項



- 一、工業勞動者最低年齡法
- 二、工業勞動者最低年齡法施行規則
- 三、工業勞動者最低年齡法施行細則

## 五、工業勞動者最低年齡



# 五、工業労働者最低年齢

## 一、工業労働者最低年齢法

(大正十二年三月二十九日法律第三十四號)

第一條 本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ謂フ

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業
- 二 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業(造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事
- 四 道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク
- 五 船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル



學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

(年令規)一

第三條 十六歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及事業ヲ記載シタル名簿ヲ製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ續業法ニ依ル名簿ノ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

(年令規)二 (年令)三

第四條 當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證券ヲ帶スヘシ

(年令規)三

第五條 工業ニ就業シ若ハ就業セムトスル者又ハ使用者ハ就業シ又ハ就業セムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第六條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 使用者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ使用者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス

第九條 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 本法ニ於テ使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、續業ニ在リテハ續業權者ニ、續業代理人アル場合ニ於テハ續業代理人ニ之ヲ適用ス

第十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外、國、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用者タル場合ニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年六月五日勅令第百五十二號ヲ以テ)

本法施行ノ際十二歳以上ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セ

二十二年六月五日勅令第百五十二號



### 二、工業労働者最低年齢法施行規則 (大正十五年六月七日 内務省令第十四號)

第一條 工業労働者最低年齢法第二條第二項ニ規定スル行政官廳ハ地方長官 (東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)、鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第二條 工業労働者最低年齢法第三條ノ規定ニ依ル名簿中學歴ニ付テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三條 工業労働者最低年齢法第四條ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル  
附 則  
本令ハ工業労働者最低年齢法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工業労働者最低年齢法施行ノ際同法附則第二項ノ規定ニ依リ十二歳以上十四歳未満ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及雇入年月日ヲ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ地方長官又ハ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ  
前項ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

(別記様式)

第 號	大正 年 月 日	交附
官 職	氏 名	
<small>社會局、廳府縣 又ハ鑛山監督局印</small>		

工業労働者最低年齢法第四條ノ規定ニ依リ作業場又ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ  
工業労働者最低年齢法第七條 第二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

縦八センチメートル横十センチメートル中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲シ表面ニ「工業臨檢票」ト記ス



### 三、工業労働者最低年齢法施行細則 (大正十五年七月) (縣令第八十三號)

第一條 工業労働者最低年齢法施行規則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ  
 第二條 工業労働者最低年齢法第三條ニ定ムル名簿ハ別記様式ニ依ルヘシ

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働者名簿

雇入	學歷	住所	氏名		籍	本
			男	女		
			生年月日			

解雇	雜

#### 労働者名簿記載心得

- 一 労働者名簿ハ労働者毎ニ用紙一枚ヲ備フヘシ
- 二 工業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 三 本籍欄ニハ戸主ノ氏名其ノ続柄モ記載スヘシ
- 四 學歷欄ニハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月日ヲ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨記載スヘシ
- 五 雇入欄ニハ雇入又ハ雇入更新ノ年月日雇入期間ノ定メアルモノハ其ノ期間其ノ他雇入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ
- 六 解雇欄ニハ解雇ノ年月日事由其ノ他解雇ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ  
労働者死亡シタルトキハ本欄ニ其ノ年月日、死亡ノ原因死亡ニ至ル迄ノ経過ヲ記載スヘシ
- 七 雜欄ニハ必要ト認ムル條件ヲ記載スルモノトス



六、労働者募集

- 一、労働者紹介
- 二、労働者募集
- 三、労働者募集の進行



# 六、労働者募集

## 一、職業紹介法

(昭和十三年四月  
法律第六十一號)

第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス

第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ス

(職法)九

第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業輔導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル爲職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク

職業紹介所及聯絡委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 市町村長(勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ノ



業務ノ一部ヲ行フ

第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク  
職業紹介委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 職業紹介所及聯絡委員ニ關スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣ヲシテ其ノ一部ヲ負擔  
セシムルモノトス

地方長官必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用  
ノ一部ヲ市町村ヲシテ負擔セシムルコトヲ得

第八條 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニ  
シテ命令ノ定ムルモノハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受ク  
ベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
(募集)一乃至二五 (職法)一〇、九

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第二條ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズシテ有料又ハ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者  
第十條 第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留

ニ處ス

第十一條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反  
行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコト  
ヲ得ズ

第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成  
年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ  
有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ  
第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村  
長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十五條 第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ  
前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ  
附 則

第十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限り職業紹介



委員會ニ關スル規定ヲ除キ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現行行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一條 本法施行ノ際現行行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行

フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ別種キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府

ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二條 本法施行ノ際現行第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ募集

ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ニ許

可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

### 二、勞務者募集規則 (昭和十三年六月二十九日 厚生省令第十九號)

第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務者ノ募集ニ之ヲ適用ス

第二條 法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ勞務者ノ募集ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合

ヲ除クノ外職工、鑛夫、漁夫、土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集トス

一 應募者就業ノ爲住居ヲ變更スルノ必要ナキトキ

二 單ニ廣告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 移民保護法ニ依ル募集ヲ爲ストキ

(職法)八

第三條 勞務者募集ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ募集地ヲ管轄スル地方長官ニ

申請スベシ

一 本籍、住所、氏名、年齢、法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及理事其ノ他ノ

法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名

二 應募者ノ就業場ノ所在地及名稱

三 應募者ノ就業スベキ事業ノ種類



- 四 募集豫定人員（男女別）
  - 五 募集區域
  - 六 募集期間
  - 七 募集従事者（自ら募集ニ従事スル募集主ヲ含ム以下同ジ）ノ本籍、住所、氏名、年齢、職業及履歴
  - 八 各募集従事者ノ擔當募集區域及募集豫定人員（男女別）
  - 九 募集従事者ニ與フル報償
- 前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル就業案内其ノ他募集ニ關シ配布スベキ文書及募集従事者ノ寫眞ニ葉ヲ添附スベシ
- 一 前項第一號乃至第三號ノ事項
  - 二 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了期日
  - 三 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項
  - 四 賃金ニ關スル事項
  - 五 宿舍、食事ノ費用、往復ノ旅費等ノ負擔ニ關スル事項
  - 六 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
  - 七 雇傭期間及解雇ニ關スル事項

- 八 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項
- （職法）八 （募規）二 （募細）四、二、一
- 第四條 募集主前條第一項第三號乃至第六號、第八號又ハ第九號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ變更セントスル事項ヲ具シ、募集従事者ヲ變更セントスルトキハ新ニ募集従事者トナサントスル者ニ付前條第一項第七號及第八號ノ事項ヲ具シ且其ノ寫眞ニ葉ヲ添附シ募集地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 前條第二項ノ文書ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク募集地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ
- （募規）三 （募細）二、一
- 第五條 前二條ノ申請又ハ届出ハ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ
- （募規）三、四 （募細）二、一
- 第六條 地方長官ハ別表ノ様式ニ依ル募集従事者證ヲ募集従事者別ニ作成シ募集主ニ之ヲ交付スベシ
- 募集従事者證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ募集従事者ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得
- 募集従事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スベシ
- 前二項ノ申請ハ募集従事者ノ寫眞ニ葉ヲ添附シ募集地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- （募細）五、一



第七條 募集従事者ハ應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ

募集従事者證ヲ提示スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集従事者ハ募集主ニ遅滞ナク募集従事者證ヲ返納スベシ

一 募集ニ従事スルコトヲ罷メタルトキ

二 募集ノ委託ヲ解カレタルトキ

三 募集ニ従事スルコトヲ禁止セラレタルトキ

四 募集期間満了シタルトキ

五 募集主募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ

六 募集主事業ヲ廢止シタルトキ

七 募集主募集ヲ罷メタルトキ

募集従事者死亡シタルトキハ戸籍法第一百七條ノ届出義務者ハ募集主ニ遅滞ナク募集従事者證ヲ

返納スベシ

募集主前二項ノ規定ニ依リ募集従事者證ノ返納ヲ受ケタルトキハ募集地ヲ管轄スル地方長官ニ遅

滞ナク之ヲ返納スベシ

(募集)六、一

第九條 募集従事者募集ニ著手セントスルトキハ第三條第二項ノ文書ヲ添附シ左記事項ヲ募集地ヲ

管轄スル警察署長ニ届出ツベシ

一 募集従事者ノ住所及氏名

二 募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

三 當該警察署管内ニ於ケル募集従事期間

四 當該警察署管内ニ於ケル募集豫定人員(男女別)

五 應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地及集合日時

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添附スベキ文書ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツ

ベシ

第十條 募集従事者ハ應募セントスル者ニ對シ第三條第二項ノ就業案内ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懸示ス

ベシ

(募集)八

第十一條 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、

保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ承諾ヲ

得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十二條 募集従事者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 募集従事者證ヲ携帯セズシテ募集ニ従事スルコト



- 二 募集従事者證ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコト
- 三 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ、誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト
- 四 應募ヲ強要スルコト
- 五 應募ヲ他人ニ依託スルコト
- 六 應募者ヲ募集従事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
- 七 金品ヲ給與シ又ハ貸付募ケテ應募ヲ勧誘スルコト
- 八 被傭中ノ者ニ對シ應募ヲ勧誘スルコト
- 九 應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
- 十 應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト
- 十一 應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ゲ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
- 十二 當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト
- 十三 應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
- 十四 應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ遊興ヲ勧誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

十五 募集ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト

第十三條 募集従事者ハ別表ノ様式ニ依ル應募者名簿ヲ募集従事中携帯シ又ハ第九條ノ規定ニ依リ届出デタル居所若ハ事務所ニ備フベシ

(募集)九

- 第十四條 募集従事者應募者ヲ引率シテ出發セントスルトキハ其ノ出發三日前迄ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ募集地ヲ管轄スル警察署長ニ届出ツベシ
- 一 應募者ノ住所、氏名及年齢
  - 二 出發ヨリ就業場到着迄ノ旅行豫定
  - 三 前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ過滞ナク之ヲ届出ツベシ
- 第十五條 募集従事者應募者ト共ニ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關以外ノ場所ニ於テ宿泊セントスルトキハ豫メ宿泊所所在地ヲ管轄スル警察署長ニ左ニ掲グル事項ヲ届出ツベシ
- 一 宿泊所
  - 二 應募者ノ男女別人員
  - 三 宿泊所到着及出發ノ日時
- 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ於テハ募集主應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル



措置ヲ爲スベシ

- 一 就業案内ニ記載シタル事項が事實ト相違シタルトキ
  - 二 募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
  - 三 考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合依リ應募者ヲ採用セザルトキ
  - 四 其ノ他已ムラ得ザル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ七日以内ニ募集地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ

- 一 募集主ノ本籍、住所又ハ氏名（法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地又ハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所若ハ氏名）ニ變更アリタルトキ
- 二 應募者ノ就業場ノ所在地又ハ名稱ニ變更アリタルトキ
- 三 事業ヲ廢止シタルトキ
- 四 募集ヲ罷メタルトキ
- 五 募集従事者ノ本籍、住所、職業又ハ氏名ニ變更アリタルトキ
- 六 募集従事者ニ對シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ

（募集）一

第十八條 募集主ハ毎月五日迄ニ前月ノ募集狀況ヲ別表ノ様式ニ依リ募集地及就業場所在地ヲ管轄

スル地方長官ニ届出ツベシ

（募集）一

第十九條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ募集従事者證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 地方長官募集ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ募集ノ許可ヲ取消スコトヲ得地方長官募集従事者者事者ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ募集ニ從事スルコトヲ禁止スルコトヲ得

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第三條第二項ノ文書以外ノ文書ヲ配布シタルモノ
  - 二 第四條、第六條第三項、第七條乃至第十八條ノ規定ニ違反シタル者
  - 三 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
  - 四 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハザル者
  - 五 募集従事者以外ノ者ニ委託シテ募集ニ從事セシメタル者
  - 六 募集従事者ニ非ズシテ募集ニ從事シタル者
  - 七 募集従事者ヨリ委託ヲ受ケテ應募者ヲ誘導シタル者
- 第二十二條 本令ノ罰則ハ其ノ者が法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ



能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他従業者ニシテ募集主ニ關スル前條ノ違反  
行爲ヲナシタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十三條 工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五十四條ニ規定スル鑛業  
代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三條第一項第一號、同條第二項第一號及様式ノ記  
載ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十五條 本令中地方長官トアルハ第十八條ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監  
トス

本令中就業場所在地ヲ管轄スル地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ在リテハ就業場所在地ヲ管轄ス  
ル鑛山監督局長トス

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年内務省令第三十六號勞働者募集取締令ハ之ヲ廢止ス

法第二十二條第二項ノ規定ニ依リ勞務者ノ募集ヲ行フ者ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル  
別表ノ一

募集従事者證

(表面)

第 號	募集主		就業場ノ所在地及名稱	事業ノ種類	募集期間	擔當募集區域	擔當募集豫定人員	
	應府 縣 印	募集 從 事 者					男	女



(裏面)

真	真
縣	廳
印	府

氏名  
生年月日

別表ノ二 應募者名簿

備考	旅費 宿泊料 汽車賃、汽船賃、車馬賃 其他	前渡金	就業場到着年月日	應募年月日	保護者氏名	住所	女男	
							氏名	生年月日
								籍本

備考



- 一 應募者名簿ハ應募者毎ニ少クトモ用紙一枚ヲ備フルコト
- 二 本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ゲザルコト
- 三 住所欄ニハ應募者ノ應募當時ノ住所地ヲ記載スルコト
- 四 保護者氏名欄ニハ本令第十一條ノ規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名ヲ記載スルコト
- 五 前渡金額ニハ就業場到着前ニ於テ應募者、親権者又ハ之ニ代ルベキ者ニ交付シタル金額ヲ記載スルコト但シ返還スルコトヲ要セザルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 六 旅費欄ニハ應募者ノ入場ニ要シタル費用ニシテ就業後之ヲ返還スルコトヲ要スベキモノ（條件附ニテ返還ヲ要セザルモノヲ包含ス）ヲ汽車、汽船、車馬賃、宿泊料及辨當代其ノ他ノ別ニ依リ記載スルコト

別表ノ三

勞務者募集狀況届

勞務者募集狀況届（昭和 年 月分）	
事業ノ種類	就業場ノ所在地及名稱
市	男
郡	女
別	計
募集主ノ住所氏名	

募集地	募集者數
何々市	
何々郡	
計	

備考

- 一 本届ニ募集地及就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ夫々提出スルコト
- 二 募集地域別勞務者數欄ニハ本令ニ依リ募集シ雇入タル勞務者ノ總數ヲ各市郡別並ニ男女別ニ記載スルコト



### 三、勞務者募集規則施行細則

(昭和十三年九月九日  
埼玉縣令第五十九號)

二四二

第一條 勞務者募集規則(以下規則ト稱ス)又ハ本則ニ依リ知事ニ提出スル申請書又ハ届書ハ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由スベシ規則第五條ノ規定ニ依リ知事ヲ經由スルモノニ付亦同ジ

第二條 規則第三條及第四條ノ規定ニ依ル申請書又ハ届書ニハ其ノ副本ヲ添附スベシ規則第五條ノ規定ニ依リ知事ヲ經由スルモノニハ副本ニ通ヲ添附スベシ

第三條 募集従事者ハ他ノ募集主ノ募集従事者タルコトヲ得ズ

(募細)一〇

第四條 規則第三條第二項、第四條第二項及第六條第四項ノ規定ニ依リ添附スル寫眞ハ申請ノ日ヨリ六月以内ニ撮影シタル脱帽、正面、半身、名刺型、無台紙ノモノトシ、其ノ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記載スベシ

第五條 規則第六條第二項ノ規定ニ依リ募集従事者證ノ再交付ヲ受ケントスル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ募集主ト連署ヲ以テ申請スベシ

毀損ニ因ル再交付又ハ書換ノ申請書ニハ募集従事者證ヲ添附スベシ

紛失ニ因リ再交付ヲ受ケタル者舊募集従事者證ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ返納スベシ

(募細)一〇

第六條 規則第八條第三項ノ規定ニ依リ募集従事者證ヲ返納スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第七條 募集主ハ募集従事者ニ對シ應募者ノ在勤期間ニ應シ手當其ノ他ノ報酬ヲ給スルコトヲ得ズ

(募細)一〇

第八條 募集従事者ハ就業案内其ノ他募集ニ關シ配布スベキ文書ニ募集地ヲ管轄スル警察署ノ檢印ヲ受クベシ規則第十條ノ規定ニ依リ交付スベキ文書ニ付亦同ジ

(募細)一〇

第九條 規則第十三條ノ規定ニ依ル應募者名簿ハ募集終了後六月間募集従事者之ヲ保存スベシ

(募細)一〇

第十條 本則第三條、第五條第三項及第七條乃至第九條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス第十一條 本則ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ募集主ニ關スル前條ノ違



反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第十二條 工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五十四條ニ規定スル鑛業代理人ハ本則ノ適用ニ付募集主ト看做ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
労働者募集取締令施行細則ハ之ヲ廢止ス



七、汽 罐

- 一、汽罐取銷令
- 二、汽罐構造規格
- 三、汽罐取締令施行細則



# 七、汽 罐

## 一、汽 罐 取 締 令

(昭和十年四月九日  
内務省令第二十號)

### 第一章 總 則

第一條 本令ニ於テ汽罐ト稱スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 密閉セル容器ニシテ専ラ大氣壓ヨリ高キ壓力ノ蒸汽ヲ發生スル汽罐
  - 二 密閉セル容器ニシテ其ノ罐水ノ溫度ヲ上昇セシメテ容器外ニ給湯スル温水罐
  - 三 密閉セル容器ニシテ蒸汽ヲ發生シ又ハ之ニ蒸汽ヲ送入シテ直接物品ヲ加熱スル蒸罐
- 第二條 本令ニ於テ傳熱面積ト稱スルハ汽罐ノ一面カ熱ガスニ觸レ他ノ面カ水ニ觸ルル部分ヲ熱ガスノ觸ルル側ニ於テ測レル面積ヲ謂フ
- 本令ニ於テ炬格面積ト稱スルハ汽罐ノ燃料焚燒ヲ目的トスル火格子ノ有效面積ヲ謂フ

本令ニ於テ制限壓力ト稱スルハ汽罐ノ最高使用ゲージ壓力ヲ謂フ

第三條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ之ヲ適用セス



- 一 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑三百糎以下、長六百糎以下又ハ傳熱面積一平方米以下ノモノ
- 二 傳熱面積 三・五平方米以下ノ汽罐ニシテ大氣ニ開放セル蒸汽管又ハ水頭壓五米以下ノ豎管ヲ有シ其ノ管ノ内徑二十五糎以上ノモノ
- 三 水頭壓十米以下ノ温水罐ニシテ炉格面積〇・五平方米以下、傳熱面積八平方米以下ノモノ
- 四 制限壓力〇・五疋平方糎以下ノ蒸罐ニシテ罐胴ノ内徑五百糎以下、長千糎以下又ハ内容積〇・二立方米以下ノモノ
- 五 炊事用高壓釜

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル汽罐ニハ第三十一條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セス

- 一 制限壓力四疋平方糎以下ノ汽罐ニシテ罐胴ノ内徑七百五十糎以下、長千三百糎以下又ハ傳熱面積三平方米以下ノモノ
- 二 水頭壓二十米以下ノ温水罐ニシテ炉格面積一平方米以下又ハ傳熱面積十四平方米以下ノモノ

三 蒸 一 罐

第五條 汽罐ヲ設置セントスル者ハ汽罐毎ニ別記第一號様式ニ依ル願書正副二通ニ別記第二號様式ニ依ル汽罐明細書二通(先ニ罐體検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ罐體検査済ノ印ヲ押捺シアル汽罐明細書及其ノ寫)ヲ添へ設置地(移動式汽罐ニ在リテハ其ノ主タル作業事務所所在地以下

之ニ同シ)地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 汽罐ハ罐體検査ニ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ設置スルコトヲ得ス

前項ノ罐體検査ニ於テ行フ水壓試験ノ水壓力ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 制限壓力四・三疋平方糎ヲ超ユルトキハ其ノ壓力ノ一・三倍ニ三疋平方糎ヲ加ヘタル壓力
- 二 制限壓力一疋平方糎ヲ超エ 四・三疋平方糎以下ナルトキハ其ノ壓力ノ二倍ノ壓力
- 三 制限壓力一疋平方糎以下ナルトキハ二疋平方糎ノ壓力
- 四 制限壓力以上ノ壓力ヲ受クルノ處ナキ温水罐ニ在リテハ其ノ壓力ニ一疋平方糎ヲ加ヘタル壓力

第七條 罐體検査ヲ受ケントスル者ハ汽罐毎ニ別記第三號様式ニ依ル願書ニ別記第二號様式ニ依ル汽罐明細書二通(第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲シタル地方長官ノ罐體検査ヲ受ケントスル場合ハ此ノ限ニ在ラス)ヲ添へ汽罐所在地地方長官ニ申請スヘシ

罐體検査ニ合格シタルトキハ汽罐ニ別記第四號様式ニ依ル刻印ヲ押捺シ汽罐明細書一通ニ別記第五號様式ニ依ル罐體検査済ノ印ヲ押捺シ之ヲ交付ス  
前項ノ汽罐明細書ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ速ニ書換ヲ受檢地地方長官ニ申請スヘシ  
第二項ノ汽罐明細書ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ受檢地地方長官ニ申請スルコトヲ得



第八條 汽罐設置工事竣功シタルトキハ汽罐毎ニ別記第六號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ竣功検査ヲ受クヘシ

竣功検査ニ合格シタルトキハ別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス  
移動式汽罐ニ付テハ第一項ノ竣功検査ヲ省略シ先ニ第五條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ罐體検査ニ合格シタル際先ニ罐體検査ニ合格シタルモノニ在リテハ第五條ノ規定ニ依ル許可ノ際別記第七號様式ノ汽罐検査證ヲ交付ス

第九條 汽罐ハ汽罐検査證ノ交付ヲ受タルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス  
汽罐設置者ニ變更アリタルトキハ承繼者ハ十日以内ニ設置地地方長官ニ届出テ汽罐検査證ノ書換ヲ受クヘシ

(汽罐)二

汽罐検査證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ設置地地方長官ニ申請スルコトヲ得

第十條 汽罐設置者汽罐又ハ其ノ設備ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル部分ヲ修繕又ハ變更セントスルトキハ別記第八號様式ニ依ル願書正副二通ニ汽罐検査證ヲ添ヘ設置地地方長官ノ許可ヲ受クヘシ  
汽罐ノ制限壓力又ハ水頭壓ヲ變更セントスルトキ亦同シ

- 一 汽罐ノ罐胴、炉筒、火室、鏡板、冠板、管板及控
- 二 焚燒装置

三 汽罐ノ据付基礎

第十一條 前條第一號ノ部分ノ修繕又ハ變更工事竣功シタルトキハ別記第九號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ修繕又ハ變更検査ヲ受クヘシ

汽罐ハ前項ノ検査ニ合格シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十二條 汽罐検査ノ有効期間ハ一年トス但シ汽罐ノ構造又ハ管理ノ狀況ニ依リ地方長官ハ之ヲ短縮シ又ハ延長スルコトヲ得

第十三條 汽罐検査ノ有効期間滿了後引續キ汽罐ヲ使用セントスルトキハ有効期間滿了前別記第十號様式ニ依ル願書ヲ提出シ設置地地方長官ノ更新検査ヲ受クヘシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ臨時ニ汽罐ノ検査ヲ行フコトヲ得

地方長官前二項ノ検査ヲ行フトキハ別記第十一號様式ニ依リ豫メ期日ヲ指定シテ之ヲ通知ス

第十四條 汽罐ニシテ内務大臣ノ指定スル保險業者ノ保險ニ付シタルモノニ付テハ地方長官ハ前條第一項ノ更新検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更新検査ヲ省略セラレタル汽罐ニ付保險契約ノ終了又ハ解除アルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ保險業者ノ保險ニ付シタルトキハ十日以内ニ別記第十二號様式ニ依リ設置地地方長官ニ



届出ツヘシ其ノ保險契約ノ更新、終了又ハ解除アリタルトキ亦同シ  
第一項ノ保險業者汽罐ノ検査ニ従事スル汽罐検査員ヲ選任セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受  
クヘシ

内務大臣汽罐検査員カ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ  
得

第十五條 汽罐ノ検査ヲ受ケントスルトキハ罐體ヲ冷却シ煙道ヲ掃除シ其ノ他受檢ニ必要ナル準備  
ヲ爲シ置クヘシ

第十六條 汽罐設置者又ハ汽罐取扱主任者ハ検査ニ立會シ當該官吏ノ指揮ニ從フヘシ

第十七條 當該官吏検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ命スルコトヲ得

一 汽罐ノ被覆物ノ全部又ハ一部ヲ取除クコト

二 汽罐ヲ移動スルコト

三 鉄若ハ竹ヲ抽出シ又ハ罐材ニ穿孔スルコト

四 水壓試験ヲ施行スルコト

五 鋸製汽罐ニ付テハ解體スルコト

六 其ノ他必要ナル事項

第十八條 汽罐設置者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 汽罐室其ノ他汽罐ノ設置場所ニハ係員ノ外溢リニ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨見易キ箇所ニ掲  
示スルコト

二 汽罐検査證並ニ汽罐取扱主任者ノ資格及氏名ヲ汽罐室其ノ他汽罐設置場所内ノ見易キ箇所ニ  
掲示スルコト但シ移動式汽罐ニ在リテハ汽罐取扱主任者ヲシテ之ヲ携帯セシムルコト

三 汽罐取扱主任者ヨリ汽罐ノ構造装置ノ缺陷ニ付告知ヲ受ケタルトキハ直ニ危害防止ニ付必要  
ナル措置ヲ爲スコト

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ汽罐設置者ハ遲滞ナク設置地地方長官ニ届出ツヘシ

一 汽罐ノ使用ヲ廢止セントスルトキ

二 一年以上汽罐ノ使用ヲ休止セントスルトキ

前項第一號ノ場合ハ汽罐設置者ハ汽罐検査證ヲ返納スヘシ

前項第二號ノ汽罐ヲ再ヒ使用セントスルトキハ遲滞ナク設置地地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ汽罐検査ノ有効期間滿了後ナルトキハ再使用検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用  
スルコトヲ得ス

前項ノ再使用検査ヲ受ケントスルトキハ別記第十三號様式ニ依リ設置地地方長官ニ申請スヘシ  
第二十條 汽罐ノ設置場所ニ於テ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準スル事故發生シタルトキハ汽罐設置  
者ハ別記第十四號様式ニ依リ遲滞ナク設置地地方長官ニ届出ツヘシ但シ工場法施行規則第二十六



條ノ規定ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第二十一條 汽罐設置者ハ汽罐ニ付一切ノ權限ヲ有スル汽罐管理人ヲ選任スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ汽罐管理人ヲ選任セントスルトキハ汽罐設置者ハ汽罐管理人選任ノ上設置地  
方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消スコトヲ得  
汽罐管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ汽罐設置者ニ代ルモノトス  
(汽罐)三

第二十二條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ汽罐ノ設置場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第二十三條 地方長官ハ汽罐ノ使用ニ關シ危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ  
汽罐設置者ニ對シ除害若ハ豫防ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ  
得

第二十四條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ規定ニ依ル許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 本令ノ規定ニ依リ提出スヘキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 二 汽罐設置者ノ所在不明三月以上ニ亘リタルトキ
- 三 汽罐ノ使用ヲ引續キ三年以上休止シタルトキ

第二章 汽罐ノ構造

第二十五條 汽罐ハ告示ヲ以テ別ニ定ムル構造上ノ要件ヲ具備シタルモノナルコトヲ要ス

應張力又ハ應曲力ヲ生スル部分ニ付熔接ヲ行ヒタル汽罐ハ熔接ノ設備、設計、施行方法及熔接者  
ニ付熔接着手前汽罐熔接地地方長官ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

地方長官支障ナシト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

(昭一〇、内告二〇四)汽罐構造規格

第三章 汽罐室

第二十六條 汽罐ハ専用ノ建物又ハ適當ニ區劃セル場所ニ之ヲ設置スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ハ  
此ノ限ニ在ラス

第二十七條 汽罐ノ据付位置ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 汽罐ノ外側ト天井又ハ屋根裏トノ間ニハ百二十糎以上ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ安全弁  
其ノ他ノ檢査及取扱ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 罐體ヲ露出セル汽罐又ハ堅型汽罐ニ在リテハ前號ノ外其ノ外側ト壁體トノ間ニ四十五糎以上  
ノ距離ヲ保有セシムルコト但シ罐胴ノ内徑五百糎以下ニシテ長千糎以下ノモノニ在リテハ三十



繩迄短縮スルコトヲ妨ケス

第二十八條 露出セル汽罐ノ外側又ハ金屬性煙突若ハ煙筒ヨリ十二種以内ニ在ル可燃性材料ハ金屬以外ノ不燃性材料ヲ以テ適當ニ被覆スヘシ  
汽罐室又ハ汽罐設置場所ニ燃料ヲ貯藏スル場合ニハ汽罐外側ヨリ百二十種以上ノ距離ヲ保有セシムヘシ但シ防火ノ爲適當ナル障壁ヲ設クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 汽罐室ニハ二以上ノ出入口ヲ設クヘシ但シ避難ニ支障ナキトキハ此ノ限ニ在ラス  
第三十條 本章ノ規定ハ移動式汽罐ニハ之ヲ適用セス

第四章 汽罐士及汽罐取扱主任者

第三十一條 汽罐士免許ヲ受ケタル者(以下單ニ汽罐士ト稱ス)ニ非サレハ汽罐ノ取扱ニ従事スルコトヲ得ス但シ汽罐士ノ指揮監督ノ下ニ補助トシテ作業ニ従事スル者ハ此ノ限ニ在ラス

汽罐士免許ヲ分チ一級汽罐士免許及二級汽罐士免許ノ二種トス

第三十二條 汽罐士免許ハ汽罐士試験ニ合格シ且一級汽罐士免許ニ在リテハ一年以上、二級汽罐士免許ニ在リテハ六月以上汽罐取扱ノ作業ニ従來シタル者ニ之ヲ與フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ與ヘス  
一 女子又ハ十八歳未滿ノ者

二 精神病者、癲者、啞者又ハ盲者

三 汽罐士免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セサル者

四 其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

第三十三條 汽罐士試験ハ左ノ各號ノ科目ニ關シ之ヲ行フ

一 汽罐構造(設計及材料ニ關スル事項ヲモ含ム)

二 汽罐取扱方法

三 燃料及燃燒

四 汽罐取締ニ關スル法令  
(汽細)六、七

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ一級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 工業學校ニシテ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノモノ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ機械又ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

三 二級汽罐士免許ヲ受ケ二年以上汽罐取扱ニ従事シタル者



ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ二級汽罐士試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 前項第一號ニ定ムル以外ノ工業學校ニ於テ機械若ハ船用機關ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者又ハ地方長官ノ指定シタル青年學校ニ於テ汽罐ニ關スル學科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二 前號ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スト認メタル者

(汽細)四、五 (汽令)三三

第三十五條 汽罐士試験ヲ受ケントスル者ハ別記第十五號様式ニ依リ受験地地方長官ニ願出ツヘシ

汽罐士試験ニ合格シタルトキハ別記第十六號様式ノ汽罐士試験合格證書ヲ交付ス

第三十六條 汽罐士免許ヲ受ケントスル者ハ別記第十七號様式ニ依リ前條ノ試験ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スヘシ

地方長官汽罐士免許ヲ與ヘタルトキハ別記第十八號様式ノ汽罐士免許證ヲ交付ス

(汽細)八

第三十七條 汽罐士左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

- 一 故意又ハ重大ナル過失ニ因リ火災、汽罐ノ破裂又ハ之ニ準スル事故ヲ惹起シタルトキ
- 二 第三十二條第二號又ハ第四號ニ該當スルニ至リタルトキ

第三 汽罐取扱主任者タル汽罐士第四十條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

前項ノ處分ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク汽罐士免許證ヲ返納スヘシ

第三十八條 汽罐士免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ別記第十九號様式ニ依リ免許ヲ受ケタル地ノ地方長官ニ申請スルコトヲ得

第三十九條 汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者ヲ選任スヘシ

前項ノ汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ニ該當スル者ナルコトヲ要ス但シ第四條ノ汽罐ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方メートル以上又ハ制限壓力七疋平方厘米以上ノモノニ在リテハ一級汽罐士

二 其ノ他ノモノニ在リテハ一級汽罐士又ハ二級汽罐士

汽罐設置者第一項ノ規定ニ依リ汽罐取扱主任者ヲ選任シタルトキハ其ノ履歷書及汽罐士免許證ノ寫(前項但書ノ場合ヲ除ク)ヲ添ヘ設置地地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官汽罐取扱主任者ガ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得

(汽細)九



第四十條 汽罐取扱主任者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ  
 一 水面測定装置ハ一日ニ一回以上其ノ機能ヲ検査スルコト  
 二 罐水ノ汚濁ニ注意シ適宜排水ヲ行フコト  
 三 給水装置ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト  
 四 安全弁ノ機能ヲ保持スル爲常ニ注意スルコト  
 五 汽罐検査證ニ記載シタル制限壓力ヲ超エテ蒸汽壓ヲ上昇セシメサルコト  
 六 危害豫防ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スコト  
 汽罐設置者ハ汽罐取扱主任者カ前項各號ノ事項ヲ遵守スルコトヲ妨タルコトヲ得ス

第五章 手数料

第四十一條 汽罐設置者第七條第一項(罐體検査)、第八條第一項(竣功検査)、第十一條第一項(修繕、變更検査)、第十三條第一項(更新検査)又ハ第十九條第五項(再使用検査)ノ検査ヲ受ケントスルトキハ別表第一號ニ定ムル手数料ヲ納付スヘシ  
 第四十二條 汽罐士試験若ハ汽罐士免許ヲ受ケントスル者又ハ汽罐士免許證ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ別表第二號ニ定ムル手数料ヲ納付スヘシ  
 第四十三條 前二條ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ願書ニ之ヲ貼付スヘシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ但シ第三十四條ノ規定ニ依リ汽罐士試験ノ全部ヲ省略シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六章 罰則

第四十四條 左ニ掲クル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス  
 一 第五條(汽罐設置許可)、第六條第一項(罐體検査)、第九條第一項(汽罐検査證)、第十條(汽罐修繕、變更許可)、第十一條第二項(汽罐修繕、變更検査)、第十四條第四項(汽罐検査員ノ認可)、第十五條(汽罐検査ノ準備)、第十六條(汽罐検査ノ立會)、第十八條(汽罐設置者ノ遵守事項)、第十九條第四項(汽罐再使用検査)、第二十六條乃至第二十九條(汽罐室)、第三十一條第一項(汽罐士免許)、第三十九條第一項(汽罐取扱主任者ノ選任)及第四十條(汽罐取扱主任者ノ遵守事項及汽罐設置者ノ義務)ノ規定ニ違反シタル者  
 二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ検査ヲ受タルコトヲ怠リタル者、第十七條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ命令ニ従ハサル者又ハ第二十三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者

第四十五條 第七條第三項(汽罐明細書書換手續)、第九條第二項(汽罐設置者變更手續)、第十四條第三項(保険契約及其ノ更新、終了又ハ解除ノ届出)、第十九條第二項乃至第三項(汽罐使用ノ廢



止又ハ休止ノ届出、汽罐検査證ノ返納及汽罐再使用ノ届出)、第二十條(事故ノ届出)、第三十七條第二項(汽罐士免許證ノ返納)及第三十九條第三項(汽罐取扱主任者ノ届出)ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十六條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ職務ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス者ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス

第四十七條 汽罐設置者又ハ汽罐管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者カ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十八條 本令ニ依ル罰則ハ汽罐管理人ヲ選任シタル場合ニ在リテハ汽罐管理人ニ、法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第七章 附 則

第四十九條 本令ハ昭和十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 地方長官ハ本令施行ノ際汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ設置又ハ修繕ノ許可申請中ノ汽罐ニ付テハ本令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依リ處分スルコトヲ得

前項ノ處分ハ本令ニ依リ處分シタルモノト看做ス

第五十一條 本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ検査若ハ試験又ハ許可若ハ認可ヲ受ケタル汽罐ハ本令ニ依リ検査又ハ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依ル汽罐検査ノ有効期間ハ之ヲ變更セス但シ本令施行後一年ヲ起ユルコトヲ得ス

第五十二條 本令施行ノ際現ニ許可又ハ検査ヲ要セスシテ使用スル汽罐ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ許可又ハ検査ヲ受ケタルヲ要スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第五十三條 本令施行ノ際現ニ汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ従事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラス從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

本令施行前汽罐取締ニ關スル道府縣ノ命令ニ依リ汽罐取扱ニ關スル資格ニ付地方長官ノ證明若ハ免許ヲ有スル者又ハ本令施行前一年以上汽罐ノ取扱ニ従事シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ本人ノ申請アリタル場合ニ限り第三十二條本文ノ規定ニ拘ラス左ノ區別ニ從ヒ汽罐士免許ヲ與フ

- 一 取扱汽罐ノ傳熱面積合計二十五平方米以上又ハ制限壓力七疋平方糎以上ノ汽罐ノ取扱ニ付資格又ハ免許アル者又ハ其ノ取扱主任者ニハ一級汽罐士
- 二 其ノ他ノ者ニ在リテハ二級汽罐士



第三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第一項ノ場合ニ在リテハ第四十二條ノ規定ニ依ル手續料ハ之ヲ徴收セス  
 (第一號表式)

汽 機 設 置 願

左記汽機設置致度候間御許可相成度此段及御願候也

年 月 日 設置者 氏名 設置場所 代表者氏名

(地方長官) 殿

一	事業ノ名稱及種類	
二	設置地名番號、市街地建築物法ニ依ル地城並地區	
三	設置者住所氏名、生年月日(法人ノ場合ニ在リテハ名稱、主タル事務所所在地、代表者氏名)	
四	敷地ノ周圍ノ状況	
五	汽機室(蒸機設置室)ノ構造及床面積	
六	使用ノ目的	

七	一日ノ最長使用時間	
八	燃料ノ種類及一日ノ最大消費見積量	
九	焚火ノ方法	
一〇	汽機ノ架付及其基礎並ニ煙道ノ構造	
一一	汽機附属設備ノ種類、構造、基數及配置	
一二	給水装置ノ種類、能力ヲ示ス標準及簡章	
一三	過熱器ノ材料、主要寸法及蒸汽温度	
一四	過熱器ノ方法ノ概要	
一五	給水加熱装置ノ概要	
一六	空氣加熱装置ノ概要	
一七	給水加熱槽ノ材料、主要寸法及接手ノ種類	
一八	機械的通風装置ノ概要並ニ主要寸法又ハ能力ヲ示ス標準	
一九	焚火装置ノ概要	



一三〇	煙突ノ構造、種別及主要寸法	
一四	煙突ノ構造	甲 鐵板製
		乙 鐵筋コンクリート
		丙 其他
一四〇	煙突ノ送風設備ノ構造概要	
一四一	煙突ト連絡スル汽機ノ種類、型式及基礎並ニ其ノ構造面積又ハ煙道ノ種類及其ノ基礎並ニ其ノ構造面積	
一四二	工事竣功期日	

- 備考 一 移動式汽機ニ在リテハ第二號圖ニ主タル作業事務所ヲ記入スルコト  
 二 ◎印ヲ附シタル欄ニ付テハ原紙圖面ヲ添付スルコト  
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ  
 四 願ニ關係ナキ事項ハ省略スルコトヲ得  
 五 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト  
 六 同一型式ノモノニ基以上設置スル場合ニ於テハ一基ニ付詳記シ他ハ省略スルコトヲ得

(第二號様式甲) (鋼製汽機) (蒸機ヲ除ク)

汽機明細書

一	汽機ノ種類及型式	
二	制限壓力又ハ水頭壓力	
三	汽機ノ構造	
イ	煙格	面積
		積
ロ	傳熱面	面積
		積
ハ	煙筒ノ材料、最大内徑及板ノ厚	
ニ	煙筒又ハ火室板ノ材料、最大内徑、長さ及板ノ厚	
ホ	鉄板、冠板及管板ノ材料、形狀並ニ板ノ厚	
ヘ	目板ノ材料及板ノ厚	
ト	控ノ材料、種類及徑又ハ厚	
チ	鐵脚ノ種類、鉄口徑及銷心距	

(縦二六列、横三七列)



五	熔接箇所及其ノ施行方法	(イ) 逸水装置ノ概要 (ロ) 安全弁ノ種類、弁徑及數 (ハ) 逸水装置ノ概要 (ニ) 壓力計ノ最大指度數 (ホ) 水面測定装置ノ種類及數(附子水面計ニ在リテハ附子管ノ内徑ヲ併記スルコト) (ヘ) 排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水弁ノ取付部分ニ於テ洩リタルモノ) (ニ) 安全弁ノ種類、弁徑及數 (イ) 逸水装置ノ概要 (ロ) 壓力計ノ最大指度數 (ホ) 水面測定装置ノ種類及數(附子水面計ニ在リテハ附子管ノ内徑ヲ併記スルコト) (ヘ) 排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水弁ノ取付部分ニ於テ洩リタルモノ)
四	製作者名及製作年月並ニ經歷ノ概要	
三		
二		
一		

六	熔接施行者名	
七	水壓試驗壓力	
八	検査場所及年月日	
九	検査官氏名印	

備考 一 ◎印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト  
 二 ◯印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト  
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ  
 四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

(第二様式乙) (鑄鐵製汽罐)

汽罐ノ種類、型式及節數	
制限壓力又ハ水頭壓	
汽罐ノ構造	

(縱二六釐、横三七釐)



七	検査官氏名印	
六	検査場所及年月日	
五	水圧試験壓力	
四	製作者名及製作年月並ニ経歴ノ概要	
	(イ) 煙格面積	
	(ロ) 傳熱面積	
	(ハ) 検査孔及掃除孔ノ大及數	
	(ニ) 排水管ノ材料及内徑(排水コック又ハ排水弁ノ取付部ニ於テ測ララルモノ)	
	(ホ) 安全弁ノ種類、弁徑及數	
	(ヘ) 逸水装置ノ概要	
	(ト) 壓力計ノ最大指度數又ハ水高計ノ最大指度數	
	(チ) 水面測定装置ノ種類及數(硝子水面計ニ在リテハ硝子管ノ内徑ヲ併記スルコト)	

備考 一 ◎印ヲ附シアル欄ニ付テハ別紙圖面ヲ添附スルコト又ハ該欄ニ記載シテ添附スルコト  
 二 ◎印ヲ附シアル欄ハ出願人ニ於テ記入セザルコト  
 三 本様式規定ノ欄ニシテ別紙圖面ニ記載シタルモノハ之ヲ記入スルコトヲ要セズ  
 四 本様式ニ記入シ盡サザル事項ニ付テハ別ニ欄ヲ設ケ又ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

【第二様式丙】 (蒸罐)

汽罐明細書

一	蒸罐ノ種類及型式	
二	制限壓力	
三	蒸罐ノ構造	
	(イ) 蒸罐ノ内径及容積	
	(ロ) 罐胴ノ材料、最大内徑、全長及板ノ厚	
	(ハ) 鏡板ノ材料、形状及板ノ厚	
	(ニ) 蓋板ノ材料、形状及板ノ厚	

【様二六類、様三七類】







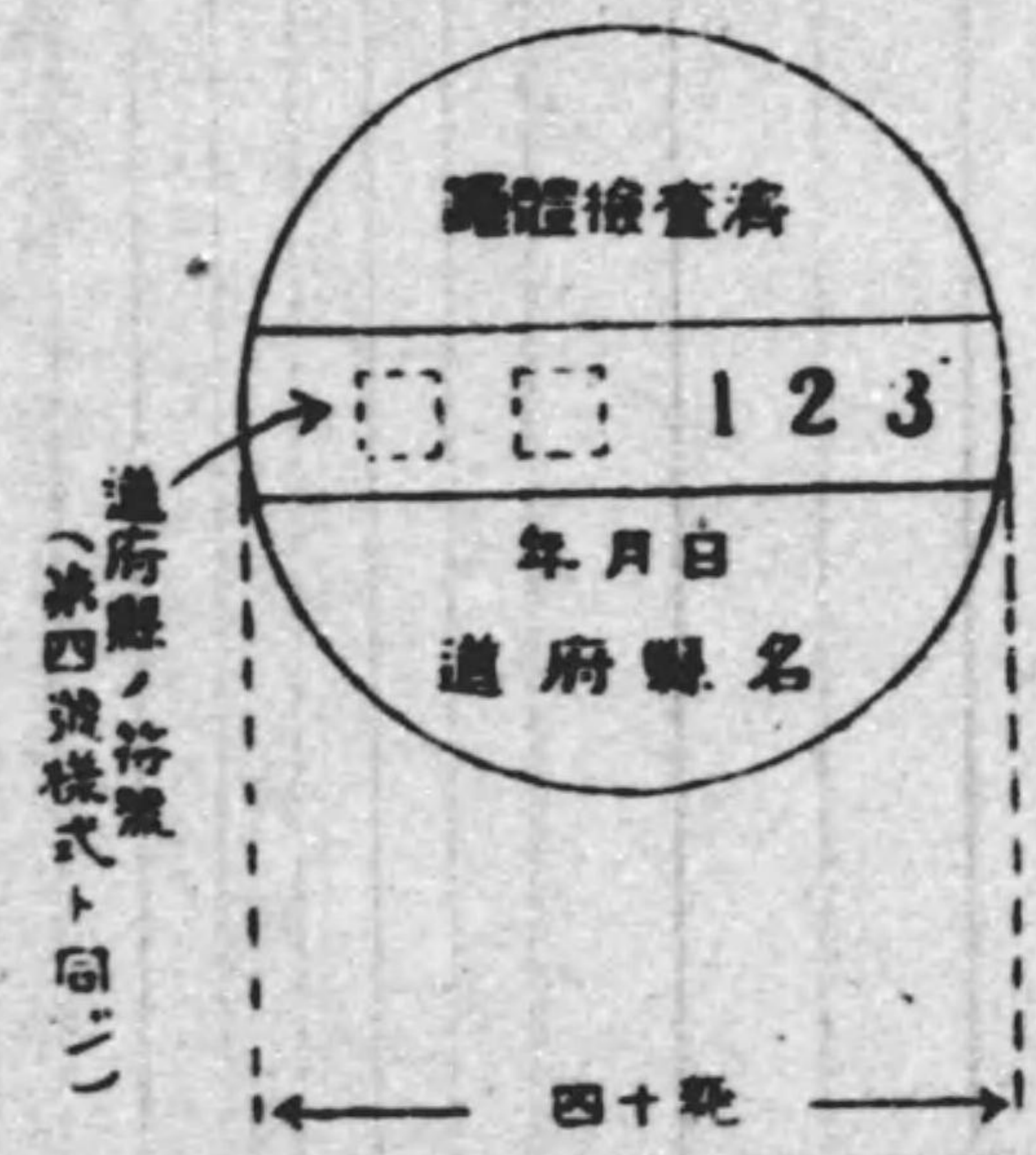
(第四號樣式)

道府縣符號表

道府縣符號表

道府縣名	符號	道府縣名	符號	道府縣名	符號	道府縣名	符號	道府縣名	符號
北海道	0	青森縣	1	岩手縣	2	宮城縣	3	山梨縣	4
東北道	1	秋田縣	5	山形縣	6	福島縣	7	茨城縣	8
關東道	2	群馬縣	9	埼玉縣	10	千葉縣	11	東京都	12
北關東	3	新潟縣	13	富山縣	14	石川縣	15	福井縣	16
東關東	4	長野縣	17	岐阜縣	18	愛知縣	19	三重縣	20
北關西	5	滋賀縣	21	京都府	22	大阪府	23	奈良縣	24
東關西	6	和歌山縣	25	德島縣	26	香川縣	27	愛媛縣	28
四國	7	山口縣	29	廣島縣	30	岡山縣	31	福岡縣	32
近畿	8	鳥取縣	33	島根縣	34	岡山縣	35	山口縣	36
關西	9	德島縣	37	香川縣	38	愛媛縣	39	高知縣	40
東海	10	高知縣	41	福岡縣	42	大分縣	43	佐賀縣	44
北陸	11	佐賀縣	45	熊本縣	46	鹿兒島縣	47	宮崎縣	48
關東	12	熊本縣	49	鹿兒島縣	50	宮崎縣	51	沖繩縣	52
北關東	13	沖繩縣	53						

(第五號樣式)



道府縣符號表 (第四號樣式) 同(二)

(第六號樣式)

汽機竣工検査願

汽機竣工検査願

收入 印紙

汽機ノ種類

傳熱面積又ハ内容積

設置地名番號

検査検査期印

設置許可指令番號

受檢希望日

右設置工事竣功致候間御検査相成度此段及御願候也

年 月 日

(地方長官) 殿

住所

設置者 氏

名

備考 收入收紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト



(第七號様式)(表面)(縦一七割、横二四割)

汽罐検査證		設置地及 設置者氏名	第 號
種類	燃料	大面及 積算	
制限壓力又 ハ水頭壓	燃 料		
有效期間	官検査 印	有效期間	官検査 印
至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年
至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年
至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年
至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年
至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年
至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年	至自 年 年
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
縣	府	廳	團

(第七號様式)(裏面)

日 附 記 事 備 官検査 印	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年	月 日 年

(第八號様式)

汽罐變更願  
左記汽罐變更致度候間御許可相成度此段及御願候也

(地方長官) 殿

住所 設置者 氏 名

(縦二六割、横一八・五割)

一	事業ノ名稱及種類	
二	設置地地名番號	
三	汽罐検査證番號	
四	變更箇處及方法	
五	變更ノ理由	
六	修繕施行者住所氏名	
七	竣工期日	

備考  
 一 本様式ニ依ルニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト  
 二 本様式ニ依ルニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト  
 三 本様式ニ依ルニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト  
 四 本様式ニ依ルニ付テハ別紙圖面ヲ添付スルコト



(第九號様式)

汽機修繕検査願

収入印紙

- 一 汽機ノ種類
- 一 傳熱面積又ハ内容積
- 一 設置地名番號
- 一 汽機検査證番號
- 一 修繕許可指令番號
- 一 受檢希望日

右修繕工事竣功致候間御検査相成度此段及御願候也

年 月 日

(地方長官) 殿

住所 設置者 氏

名

備考 収入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

(第十號様式)

更新検査願

収入印紙

- 一 汽機ノ種類
- 一 傳熱面積又ハ内容積
- 一 設置地名番號
- 一 汽機検査證番號
- 一 汽機検査證有効期間
- 一 受檢希望日
- 一 移動式汽機ニ在リテハ希望受檢地

右更新検査相受度此段及御願候也

年 月 日

(地方長官) 殿

住所 設置者 氏

名

備考 収入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト



(第十一號樣式) 出願人ニ依リ...

年 月 日

汽罐検査通知書

一 汽罐検査證番號 第 號

一 検査期日 月 日

一 注意事項

右ノ通更新検査施行候條汽罐取締令ニ依リ相當準備相成度

(汽罐設置者) 殿

(續二六類、横一八・五類)

府 縣 團

(第十二號樣式) 出願人ニ依リ...

保險契約 更新 終了 除 届

汽罐ノ種類

汽罐検査證番號

設置地名番號

保險者名

保險金額

保險契約年月日

保險契約期間

右保險契約解除致候間此段及御届候也

至自 年年 月月 日日

住所 設置者 氏

名

(地方長官) 殿

(第十三號樣式)



(第十三號樣式)

汽罐再使用検査願

收入  
印紙

汽罐ノ種類  
傳熱面積又ハ内径積  
設置地名番號  
汽罐検査證番號  
使用休止年月日  
受檢希望日

右汽罐再使用検査相成度此段及御届候也

年 月 日

(地方長官) 殿

住所  
設置者 氏

名

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト

汽罐事故報告

(第十四號樣式)

事故ノ原因 及發生狀況	被害者數			死亡者 業ヲ要スル者 其ノ他ノ 計	損害ノ見積金額	考	備
	男	女	性				
被害建物ノ種類							
機械、設備等ノ損害							
汽罐種類							
汽罐設置地							
汽罐検査證番號							
汽罐設置者又ハ 汽罐管理人							
取扱主任者資格氏名							
事故發生日時							
事故發生場所							

(縦二六號、横一八・五號)

記載心得

一 本報告ハ二通提出スルコト  
 二 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 三 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 五 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 六 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 七 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 八 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 九 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保  
 十 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後五年間之ヲ保



(第十五號様式)(表面) (縦二六釐、横一八・五釐)

汽罐士試験願

印紙入

受驗種目 級

右汽罐士試験相受度此段及御願候也

年 月 日

氏

名

(第十五號様式)(裏面)

(地方長官) 殿

備考

- 一 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト
- 二 出願前六月以内ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノ寫眞一葉添附スルコト
- 三 第三十四條ノ規定ニ依リ試験ノ全部又ハ一部ノ省略ヲ希望スル者ハ其ノ資格證明書ノ寫ヲ添附スルコト

學校及職業ニ關スル履歷

姓名	生年	出身	職歴

(第十六號様式)

汽罐士試験合格證書

第 號

一(二) 級 汽 罐 士

右汽罐士試験ニ合格シタルコトヲ證ス

年 月 日

姓名	生年	出身	職歴

(縦二六釐、横一八・五釐)

府 縣 關



(第十七號樣式)(表面) (縦二六釐、横一八・五釐)

一(二)級汽罐士免許願

印  
紙  
入

一(二)級汽罐士免許相成度此段及御願候也

年 月 日

住 所

氏

名

(地方長官) 殿

(第十七號樣式)(裏面)

備考 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セ

ザルコト

氏名	生年月日	本籍	住所	汽罐士試験合格證書番號	學校及職業ニ關スル履歴

備考 寫眞ハ出願前六月以內ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノモノ一葉

寫  
眞

(第十八號樣式) (縦八釐、横一八釐)

汽罐士免許證

一(二)級汽罐士

氏名 (生年月日)

寫  
眞

縣 廳  
印 府

第 號

年 月 日交付

廳 府 縣 印

六釐

(第十九號樣式)

汽罐士免許證再交付願

印  
紙  
入

- 一 免許證種目 級汽罐士
- 一 免許證再交付願出ノ理由

右汽罐士免許證再交付相成度此段及御願候也

年 月 日

住 所

氏

名

(地方長官) 殿

備考

- 一 出願前六月以內ニ撮影シタル名刺形半身脱帽ノ寫眞ニ添付スルコト
- 二 毀損ニ因ル再交付願出ノ場合ハ該免許證ヲ添付スルコト
- 三 收入印紙ハ出願人ニ於テ消印セザルコト











第六條 罐頭又ハ鈔ヲ有スル汽筒ノ鋼板ノ厚ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 制限壓力二・五疋平方糎ヲ超ユル場合

(イ) 罐頭又ハ汽筒ノ内徑六百耗ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八耗以上タルコト

(ロ) 罐頭又ハ汽筒ノ内徑六百耗以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコト

二 制限壓力二・五疋平方糎以下ノ場合

(イ) 罐頭又ハ汽筒ノ内徑九百耗ヲ超ユルトキハ鋼板ノ厚ハ八耗以上タルコト

(ロ) 罐頭又ハ汽筒ノ内徑九百耗以下ノトキハ鋼板ノ厚ハ六耗以上タルコト

鑄鐵製汽罐又ハ鑄鐵製温水罐ノ罐體ヲ構成スル鑄鐵ノ厚ハ八耗以上タルコトヲ要ス

第七條 鏡板又ハ冠板ニ使用スル鋼板ノ厚ハ罐頭板、汽筒板又ハ火室板ノ厚ヨリ小ト爲スコトヲ得

ス

第八條 罐頭又ハ汽筒ノ縦接手ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 片目板簡接ト爲ササルコト

二 罐頭又ハ汽筒ノ内徑千耗ヲ超エ制限壓力八・五疋平方糎以上ニ於テ使用スルモノニ在リテハ

果接ト爲ササルコト

三 罐頭又ハ汽筒ノ内徑五百耗ヲ超エ制限壓力五疋平方糎以上ニ於テ使用スルモノニ在リテハ一

列銲果接ト爲ササルコト

四 横置多管式汽罐ノ罐頭ニ在リテハ火焰ニ直接接觸スルコトナキ位置ニ配置スルコト

第九條 汽罐(鑄鐵製汽罐、鑄鐵製温水罐及蒸罐ヲ除ク)ニハ罐頭又ハ鏡板ノ適當ナル箇所ニ人孔

ヲ設クヘシ但シ罐頭ノ内徑六百五十耗未満、長千耗未満ニシテ掃除若ハ検査ノ爲罐頭ニ潜入シ得

サルモノ又ハ罐頭ノ内徑千耗未満ノ豎型汽罐ニシテ人孔ヲ設ケ難キモノニ在リテハ二以上ノ掃除

孔又ハ検査孔ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

人孔ノ大ハ長徑三百七十五耗以上、短徑二百七十五耗以上ノ橢圓形又ハ内徑三百七十五耗以上ノ

圓形タルコトヲ要ス

掃除孔又ハ検査孔ノ大ハ内徑二十五耗未満タルコトヲ得ス

第十條 横置多管式汽罐ニ在リテハ前條ニ規定スル人孔ノ外前管板ノ煙管巢ノ下部ニ人孔ヲ設クヘ

シ但シ罐頭ノ内徑千二百耗未満ニシテ人孔ヲ設ケ難キモノ又ハ管板ノ縱中央部ノ管列間ニ若ハ外

方管列ト罐頭トノ間ニ二百三十耗以上ノ間隙アルモノニ付テハ適當ナル大ヲ有スル掃除孔ヲ以テ

之ニ代フルコトヲ得

第十一條 豎型汽罐ノ罐頭ニハ水脚部ニ二以上ノ掃除孔ヲ設クヘシ

第十二條 豎型多管式汽罐ノ罐頭ニハ火室冠板ノ高ト同一ノ高ノ位置ニ二以上ノ検査孔ヲ設クヘシ

第十三條 水管ヲ有スル豎型汽罐ノ罐頭ニハ水管ヲ掃除シ得ル位置ニ適當數ノ掃除孔ヲ設クヘシ

第十四條 「コルニツシ」型汽罐ノ前鏡板ノ下部ニハ掃除孔ヲ設クヘシ



第十五條 罐頭、鏡板及管板ニ設クル入孔、掃除孔又ハ検査孔ハ相當ノ強カヲ有スル緣環又ハ突環ニテ補強スヘシ但シ掃除孔又ハ検査孔ノ長徑百五十耗未満ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 罐ニ依リ補強セラレサル鏡板ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

第十七條 取付鈔ノ曲内半徑 (r) ハ鏡板ノ厚 (t) ノ四倍以上ト爲スコト

第十八條 取付鈔ノ彎曲部ト胴板端トノ間 (w) ハ六耗以上ト爲スコト



第十七條 大堅型汽罐ノ火室冠板ト冠板トヲ連結スル焰管ノ内徑ハ罐頭内徑ノ六分ノ一以上タルコトヲ要ス

第十八條 管寄ノ材料ニハ軟鋼又ハ鍊鋼ヲ使用スルコトヲ要ス但シ工作ニ缺陷ナキ限り材質良好ナル鋼ヲ使用スルコトヲ妨グス

第十九條 汽罐ニハ二以上 (温水罐又ハ蒸罐ニ在リテハ一以上) ノ安全弁ヲ設クヘシ但シ炉格面積〇・六平方米又ハ傳熱面積十二平方米以下ノモノニ在リテハ之ヲ一ト爲スコトヲ得

温水罐ニ在リテハ制限壓力ヲ超ユル場合直ニ逸水スル安全裝置ヲ以テ前項ノ安全弁ニ代フルコトヲ得

第二十條 安全弁ノ徑ハ二十五耗以上タルコトヲ要ス

罐頭ノ内徑五百耗以下、罐頭ノ長千耗以下、傳熱面積二平方米以下及制限壓力五疋平方耗以下ノ小型汽罐 (以下單ニ小型汽罐ト稱ス) ニ在リテハ安全弁ノ徑ハ前項ノ規定ニ拘ラス十九耗以上ト爲スコトヲ妨グス

第二十一條 安全弁ハ其ノ徑三十八耗未満ナルトキハ之ヲ發條式ト爲スコトヲ得ス但シ「ボツブレ」發條式安全弁其ノ他機能確實ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 安全弁ハ其ノ弁ニ加ハル蒸汽ノ全壓力六百疋ヲ超ユル場合ハ之ヲ槓桿式ト爲スコトヲ得ス

第二十三條 安全弁ノ弁及弁座ニハ容易ニ腐蝕スルコトナキ材料ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十四條 汽罐 (温水罐及蒸罐ヲ除ク) ニハ二以上ノ硝子水面計ヲ備フルコトヲ要ス但シ堅型汽罐ニシテ罐頭ノ内徑七百五十耗未満ノモノ及暖房ニ専用セララル鑄鐵製汽罐ニ在リテハ其ノ一ハ硝子水面計ニ非サル水面測定裝置タルコトヲ妨グス

硝子水面計ノ硝子管ハ内徑十耗以上又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ有スルコトヲ要ス

硝子水面計ハ其ノ硝子面ノ看取シ得ル最下部カ安全低水面ヲ指示スヘキ位置ニ取付クルコトヲ要ス



前項ノ安全低水面トハ汽罐使用中維持セラルヘキ最低ノ水面ヲ謂フ

第二十五條 汽罐(蒸罐ヲ除ク)ニハ隨時單獨ニ汽罐ノ最大蒸發量以上ヲ給水シ得ル二以上ノ給水装置ヲ備フヘシ但シ第一ノ給水装置カ二以上ノ給水ポンプヲ結合シタルモノナル場合ニ於テハ第二ノ給水装置ノ給水能力ハ汽罐ノ最大蒸發量ノ二十五パーセント以上ニシテ第一ノ給水装置中ノ給水ポンプ中最大ノモノト同等以上ノモノタルコトヲ妨ケス  
炉格面積〇・六平方米又ハ傳熱面積十二平方米以下ノ汽罐ニ在リテハ前項ノ規定ニ拘ラス給水装置ヲ一ト爲スコトヲ得

第一項ノ第一ノ給水装置又ハ前項ノ給水装置ハ動力ニ依リ運轉スル給水ポンプ又ハ「インゼクタ」タルコトヲ要ス但シ前項ニ該當スル汽罐ニシテ制限壓力一・五瓩平方糎未滿ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 汽罐ノ制限壓力ヨリ其ノ二十パーセント以上高キ水壓力ニテ汽罐ニ給水シ得ル貯水槽又ハ汽罐ノ制限壓力ヨリ一瓩平方糎以上高キ壓力ヲ有スル水道ハ之ヲ給水装置ト爲スコトヲ得  
第二十七條 近接セル二以上ノ汽罐ヲ結合シテ使用スル場合ニ於テハ給水装置ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ之ヲ一汽罐ト看做ス

第二十八條 給水装置ノ給水管ニハ汽罐ニ近接セル位置ニ給水弁及逆止弁ヲ備フヘシ

第二十九條 汽罐ニハ水室ノ最低部ニ直結セル排水管ヲ設ケ之ニ排水コック又ハ排水弁ヲ備フヘシ排水コック又ハ排水管ノ通水孔ノ斷面積ハ五百平方糎(小型汽罐又ハ蒸罐ニ在リテハ百二十平方糎)以上タルコトヲ要ス

排水コック又ハ排水弁ハ見易ク且取扱容易ナル位置ニ設ケヘシ  
第三十條 熱ガスニ接觸スル給水管、排水管及水面測定装置ノ通水管ハ耐熱材料ヲ以テ防護スヘシ  
第三十一條 汽罐ニハ制限壓力ノ一倍半乃至三倍ノ指度ヲ有スル壓力計ヲ備ヘ制限壓力ノ指度ニハ適當ノ標示ヲ爲スヘシ

第三十二條 蒸罐ハ第一條乃至第八條、第十六條、第十九條乃至第二十三條、第二十九條及第三十一條ニ依ルノ外左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス  
一 罐胴又ハ蓋板ノ材料ニハ鋼板ヲ使用スルコト但シ罐胴ノ内徑四百五十糎以下又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ有スル蒸罐ノ蓋板ハ鑄鐵製タルコトヲ妨ケス

二 加硫罐又ハ罐板カ著シク腐蝕セラルル虞アル作業ニ使用セラルル蒸罐ノ鋼板ノ厚ハ九糎以上タルコト  
三 蓋板締付用ボルトノ直徑ハ二十五糎以上タルコト但シ罐胴ノ内徑四百五十糎以下又ハ之ニ相當スル斷面積ヲ有スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

四 鋼製蓋板ノボルト孔ヲ有スル板端ハ堅牢ナル構造ト爲スコト



- 五 蒸汽送入管中適當ノ箇所ニ減壓弁又ハ減壓裝置ヲ備フルコト但シ其ノ必要ナキ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 六 容易ニ内部ヲ検査シ得サル蒸罐ニ在リテハ適當ノ箇所ニ検査孔ヲ設クルコト
- 七 横置型蒸罐ニ在リテハ罐胴ノ縦接手ハ罐胴ノ最低部ヨリ左右約二十度以内ノ範圍ニ之ヲ配置セサルコト

第三十三條 鑄製汽罐ハ制限壓力○・七疋平方輻以下ニ於テ使用スル組合式タルコトヲ要ス  
鑄鐵製温水罐ハ制限壓力三疋平方輻(水頭壓三十米)以下ニ於テ使用スルモノタルコトヲ要ス

第三章 強度計算

第三十四條 汽罐ノ強度計算ニ使用スル抗張力ハ日本標準規格ニ依ル場合ハ其ノ最低値ニ依ルモノトス

第三十五條 鋼板ノ強クニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{200fE(t-D)}{CD} \quad \text{又} \quad t = \frac{CDP}{200fE} + 1 \dots\dots\dots(1)$$

P ハ制限壓力 疋平方輻

- t ハ鋼板ノ厚 耗
- f ハ鋼板ノ最小抗張力 疋平方輻
- D ハ罐胴ノ最大内徑 耗
- E ハ縦接手部分ノ強率ニシテ左ノ算式中最小ノモノヲ用フルコト
- (イ) 接手部分ニ於ケル鋼板ノ強率  $E = \frac{P-D}{P}$
- (ロ) 接手部分ニ於ケル鉸鉄ノ強率  $E = \frac{faA(n+1.8n)}{fpt}$
- (ハ) 果接又ハ片目板カ一列鉄少ナキ兩目板衝接ニシテ鉸鉄ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル鉸鉄及鋼板ノ聯合強率  $E = \frac{P-2R}{P} + \frac{faA}{fpt}$
- (ニ) 目板ノ幅等シキ兩目板衝接ニシテ鉸鉄ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル鉸鉄及鋼板ノ聯合強率  $E = \frac{P-2R}{P} + \frac{1.8faA}{fpt}$
- p ハ外列ニ於ケル鉸鉄ノ心距 耗
- d ハ鉸鉄孔ノ徑 耗
- A ハ鉸鉄孔ノ面積平方輻
- ni ハPナル心距ニ於ケル鉸鉄ニシテ一箇所ニ剪斷力ヲ受クルモノノ數



n<sub>2</sub> ハ P ナル心距ニ於ケル鉸接ニシテ二箇所ニ剪斷力ヲ受クルモノノ數  
 f<sub>0</sub> ハ鉸接ノ抗剪力ニシテ鑲用鉄材ノ抗張力ノ八十五パーセント  
 C ハ定數ニシテ左表ニ依ルコト

継接手ニ於テ累接ナルトキ	四・七五
継接手ニ於テ兩目板銜接一列銜又ハ片目板ガ一列銜少ナキ兩目板銜接ナルトキ	四・二五
継接手ニ於テ二列銜以上ノ兩目板銜接又ハ繼目無鋼管ナルトキ	四・〇〇

前項(ハ)(ニ)以外ノ構造ヲ有スル場合ニ於ケル鉸接及鋼板ノ聯合強率ハ其ノ構造ニ從ヒ計算スルモノトス

第三十六條 平板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 控ノ配列規則正シキ場合

$$P = \frac{C^2(a^2+b^2)}{t^2} \quad \text{又} \quad t = C_1 \sqrt{(a^2+b^2)P} \dots\dots\dots (11)$$

二 控ノ配列不規則ナル場合

$$P = \frac{C^2(a_1+a_2)^2}{4t^2} \quad \text{又} \quad t = \frac{1}{2} C (a_1+a_2) \sqrt{P} \dots\dots\dots (111)$$

P ハ制限壓力 庇平方糎

ハ平板ノ厚糎  
 a, b 控ノ間隔 糎



C ハ定數ニシテ板ノ抗張力三十四庇平方糎ノ場合其ノ値ハ左表ニ依ル

控	熱ガスニ觸ルル場合	熱ガスニ觸レザル場合	熱ガスニ觸ルル場合	熱ガスニ觸レザル場合
頭部ヲ鉸接シタルモノ	〇・〇二七五	〇・〇一五五	〇・〇一六〇	〇・〇一三九
頭付又ハナットヲ有スルモノ	〇・〇一四四	〇・〇一四四	〇・〇一四四	〇・〇一四四



金座及トッナ 性ル有ラ	熱ガスニ觸レザ ル場合	外周金ノ徑ガ性心距ノ五分ノ二ニシテ其ノ厚ガ板ノ厚 ノ三分ノ二ナルトキ	外周金ノ徑ガ性心距ノ五分ノ三ニシテ其ノ厚ガ板ノ厚 ノ六分ノ五ナルトキ	外周金ノ徑ガ性心距ノ五分ノ四ニシテ其ノ厚ガ板ノ厚 ノ四分ノ三ナルトキ	外周金ノ徑ガ性心距ノ五分ノ五ニシテ其ノ厚ガ板ノ厚 ノ四分ノ二ナルトキ
一面ガ熱ガスニ觸レザル場合ニハ上ノ定數ヲ十パーセント増加スルコト	一面ガ熱ガスニ觸レザル場合ニハ上ノ定數ヲ十パーセント増加スルコト	〇・〇一三四	〇・〇一三四	〇・〇一三四	〇・〇一三四

抗張力カイ 庇平方耗ナル板ヲ使用スル場合ニハ Cノ値ハ前表ニ示スモノニ 34fヲ乘シタルモ  
ノトス

三 周圍ニ於テ固定セラレタル矩形平板ノ場合

$$P = 356fz \left( \frac{1}{h^2} + \frac{1}{n^2} \right)^{1/2} \times t = 0.053n \sqrt{\frac{P}{fz \left\{ 1 + \left( \frac{n}{h} \right)^2 \right\}}}$$

(四)

- P ハ制限壓力 庇平方耗
- t ハ平板ノ厚 耗
- fz ハ材料ノ許容抗張力即四分ノ一抗張力 庇平方耗
- h ハ矩形ノ長邊 耗
- n ハ矩形ノ短邊 耗

四 ガセツト性ニテ補強キラレタル平板ノ場合

$$P = 5000 \frac{fz}{d^2} \times t = 0.014 d_1/P \dots \dots \dots (五)$$

- P ハ制限壓力 庇平方耗
- t ハ平板ノ厚 耗
- d ハ補強ナキ區域内ニ畫キ得ル最大圓ノ徑 耗
- 定數 〇・〇一四及五〇〇〇ハ板ノ抗張力カ三十四庇平方耗ノ場合ニ對スルモノニシテ板ノ抗張  
力カ f 庇平方耗ナル場合ニハ 〇・〇一四ニ對シテハ 34fヲ乘シ 五〇〇〇ニ對シテハ f/34ヲ  
乘スルモノトス



五 火烟ニ接觸セサル平板ニ其ノ厚ノ三分ノ二ヨリ薄カラサル副ハ板ヲ適當ニ嵌着シタルトキハ



左ノ算式ニヨリ定メタル値ヲ(二)、(三)、(四)及(五)式ニ適用ス...

t<sub>1</sub> ハ原平板ノ厚 耗  
t<sub>2</sub> ハ副へ板ノ厚 耗

第三十七條 鑄有スル鏡板ニシテ控其ノ他ニ依リ補強セラレザルモノノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

一 平ナル鏡板ノ場合

P = 800 / (t \* (1 + 2r/d)) \* sqrt(P / (d \* (1 + 2r/d)))

P ハ制限壓力 耗平方糎

t ハ鏡板ノ厚 耗

f ハ板ノ抗張力 耗平方糎

d ハ鏡板ノ内徑 耗

r ハ鏡板端部曲部半徑 耗

二 凹面ニ壓力ヲ受タル皿形鏡板ノ場合

P = 200ft / R 又 t = PR / 200f

P ハ制限壓力 耗平方糎

t ハ板ノ厚 耗

f<sub>1</sub> ハ板ノ許容抗張内力 耗平方糎

R ハ皿形ノ中央部ニ於ケル内面ノ半徑 耗

皿形鏡板ニ人孔ヲ設クルトキハ其ノ厚ハ(八)式ニテ算定シタルモノニ耗ヲ加フヘシ

P = 200ft / R 又 t = PR / 200f

P ハ制限壓力 耗平方糎

t ハ板ノ厚 耗

f<sub>1</sub> ハ板ノ許容壓縮内力 耗平方糎

R ハ皿形ノ中央部ニ於ケル外面ノ半徑 耗

第三十八條 多管式汽罐ノ管板ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 管群部以外ノ平板部ノ厚ニ對シテハ第三十六條ノ規定ヲ適用ス

二 管群部ニ於ケル厚ハ控管又ハ他ノ控ヲ有スル場合ハ第三十六條ノ規定ニ依ルヘシ



此ノ場合ニ在リテハ煙管端ヲ厚ニ擴大シタル構造タルヲ妨ケス但シ管板ノ厚ト耗ハ管孔ノ徑  
dカ三十八耗乃至百耗ノトキ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

$$\text{鋼製管板ノ厚} = \frac{100 + P}{10} \dots\dots\dots (10)$$

t ハ管板ノ厚 耗  
d ハ管孔ノ徑 耗

三 管ノ心距P耗ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

$$P = (1 + \frac{45}{t}) d \dots\dots\dots (11)$$

t ハ管板ノ厚 耗  
d ハ管孔ノ徑 耗

P ハ管ノ心距 耗

四 燃燒室頂部ノ壓力カ管板ニ加ヘル場合其ノ厚ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノヨリ小ナルコ  
トヲ得ス

$$t = \frac{P W D}{1800 (D - d)} \dots\dots\dots (11)$$

P ハ制限壓力 耗平方糎

t ハ管板ノ厚 耗  
D ハ煙管ノ水平心距 耗  
W ハ管板ト燃燒室反對側板トノ間隔 耗  
d ハ煙管ノ内徑 耗

第三十九條 水管式汽機ニ於テ圓筒ノ一部ヲ成ス管板ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算  
定シタルモノトス但シ管ノ取付ニ對スル管板ノ有效厚ハ十耗以上トス

$$P = \frac{100f(t-3)(p-d)}{21Dp} \quad \text{又ハ} \quad t = \frac{21DpP}{100f(p-d)} + 3 \dots\dots\dots (11)$$

P ハ制限壓力 耗平方糎  
t ハ管板ノ厚 耗  
f ハ材料ノ抗張力 耗平方糎  
p ハ管孔ノ縱心距 耗  
d ハ管孔ノ徑 耗  
D ハ圓筒ノ内徑 耗

第四十條 爐筒ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス



$$P = \frac{2400(t-2)}{\left\{ 2 + \frac{a}{2400} \frac{D}{(t-2)(s+D)} \right\} D} \quad \text{又} \quad t = \frac{DP}{2400} \left\{ +1 \sqrt{+1 + \frac{as}{P(s+D)}} \right\} + 2 \dots (14)$$

- P ハ制限壓力 圧平方輻
- t ハ板ノ厚 耗
- D ハ爐筒ノ内徑 耗
- s ハ有效支持部ノ間隔ノ最大距離 耗
- a ハ定數ニシテ左表ニ依ル

縦接手ノ種類	横爐筒	縦爐筒
果接ノ場合	一〇〇	七〇
銜接又ハ鍛接ノ場合	八〇	五〇
鐵目無又ハ鍛接ニシテ圓形ノ蓋ガ徑ノパーセント以内ノ場合	七五	四五



(1) 環  $s = s_1 + 0.5s_2$   
 但  $s_1 \geq s_2$

(2) 環  $\begin{cases} s = s_1 + s_2 \\ \text{但 } s_1 \geq s_3 \\ s = s_3 + s_2 \\ \text{但 } s_3 \geq s_1 \end{cases}$

第四十一條 波形爐筒ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{1200(t-2)}{D} \quad \text{又} \quad t = \frac{PD}{1200} + 2 \dots (15)$$

- P ハ制限壓力 圧平方輻
- t ハ波形爐筒ノ厚 耗
- D ハ爐筒ノ最小内徑 耗

第四十二條 控ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ各號ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

- 一 棒控並ニネチ控  $P = \frac{75fz d^2}{a} \quad \text{又} \quad d = \sqrt{\frac{aP}{75fz}} \dots (16)$
- 二 控管  $P = \frac{95fz A}{a} \quad \text{又} \quad A = \frac{Pa}{95fz} \dots (17)$
- 三 斜控  $P = \frac{95fz AH}{aL} \quad \text{又} \quad A = \frac{PaL}{95fz H} \dots (18)$
- 四 ガセツト控  $P = \frac{85fz AH}{aL} \quad \text{又} \quad A = \frac{PaL}{85fz H} \dots (19)$
- P ハ制限壓力 圧平方輻
- a ハ一本ノ控ノ受持ツ面積 平方耗



- d ハ控ノ最小断面ノ徑 耗
- A ハ控ノ最小断面積 平方耗
- L ハ斜控ノ長又ハガセツト控ノ平均長 耗
- H ハ斜控ノ一端又ハガセツト控ノ一端中央部ヨリ平板面ニ垂直ノ長 耗



fz ハ控ノ材料ノ許容内力 耗平方耗 ニシテ左表ニ依ル

日本標準規格用鋼材棒鋼第一種	七・五
日本標準規格用鋼材棒鋼第二種	八・〇
日本標準規格用鋼材棒鋼第一種	七・五
日本標準規格用鋼材棒鋼第二種	八・〇
控管ノ場合	五・〇

第四十三條

桁控ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{(W-p)DW}{Cd^2} \quad \text{又ハ} \quad t = \frac{P(W-p)DW}{Cd^2} \dots\dots\dots(110)$$

- P ハ制限壓力 耗平方耗
- t ハ桁控板中央部ノ厚 耗
- d ハ桁控板中央部ノ高 耗
- W ハ桁控兩端支持部ノ間隔 耗
- p ハ桁控上控ポールの心距 耗
- D ハ桁控ノ心 耗
- C ハ定數ニシテ材料ノ抗張力カ三十九耗平方耗ノ場合左表ニ依ル

控ポールの一本ノ場合	五〇〇
控ポールの二本又ハ三本ノ場合	七五〇
控ポールの四本又ハ五本ノ場合	八二〇
控ポールの六本又ハ七本ノ場合	八八〇
控ポールの八本以上ノ場合	九〇〇



材料ノ抗張力カ $f$  珪平方耗ノ場合ニハ $C$ ノ値ハ右ニ示スモノニ $f$ ヲ乗シタルモノトス  
 第四十四條 煙管ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{700(t-1.5)}{d} \quad \text{又ハ} \quad t = \frac{Pd}{700} + 1.5 \dots\dots\dots(111)$$

$P$  ハ制限壓力 珪平方輻 但シ $P \geq 25$  珪平方輻

$t$  ハ管ノ厚 耗

$d$  ハ管ノ外徑 耗

本式ニ依リ算定シタル日本標準規格備用繼目無銅管ノ最高許容壓力ハ左表ノ如シ

厚 耗	2.6	2.9	3.2	3.5	4	4.5	5
3.8	20.9	24.5	21.6	23.3	25.0	28.4	
4.0	19.3	21.8	19.8	21.5	23.0		
4.5	17.1	19.6	18.3	19.0	20.0		
5.0	15.4	17.8	17.0	17.5	18.7		
5.5		16.3	15.1	15.5			
6.0		15.1	14.0	14.0			
6.5		14.0	13.2	13.2			
7.0		13.2	12.4	12.4			
7.5		12.4	11.6	11.6			

8.0	11.6	10.8	10.0	10.0			
8.5	10.8	10.0	9.2	9.2			
9.0	10.0	9.2	8.4	8.4			
9.5	9.2	8.4	7.6	7.6			
10.0	8.4	7.6	6.8	6.8			

第四十五條 水管ノ強力ニ對スル制限壓力ハ左ノ算式ニ依リ算定シタルモノトス

$$P = \frac{1000(t-1.5)}{d} \quad \text{又ハ} \quad t = \frac{Pd}{1000} + 1.5 \dots\dots\dots(112)$$

$P$  ハ制限壓力 珪平方輻

$t$  ハ管ノ厚 耗

$d_i$  ハ管ノ内徑 耗

本式ニ依リ算定シタル日本標準規格備用繼目無銅管ノ最高許容壓力ハ左表ノ如シ

厚 耗	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	3.5	4.0	4.5
2.5	23.8	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6		
3.0	19.2	26.3	27.6	27.6	27.6	27.6		
3.5		24.5	24.5	24.5	24.5	24.5		
4.0		21.6	21.6	21.6	21.6	21.6		
4.5		19.2	19.2	19.2	19.2	19.2		







### 三、汽罐取締令施行細則

(昭和十年十一月八日)  
埼玉縣令第三十八號

第一條 汽罐取締令(以下單ニ令ト稱ス)又ハ本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ汽罐ニ在リテハ設置地又ハ受檢地、汽罐士ニ在リテハ住所地ノ警察署ヲ經由スヘシ

第二條 令第九條第二項ノ規定ニ依ル汽罐承繼届ハ別記第一號様式ニ、同條第三項ノ規定ニ依ル汽罐檢査證再交付願ハ別記第二號様式ニ依ルヘシ

第三條 令第二十一條ノ規定ニ依ル汽罐管理人選任認可願ハ別記第三號様式ニ依ルヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ令第三十四條第一項第二號ノ規定ニ該當スルモノト看做ス

一 海軍機關科准士官以上及海軍一等機關兵曹ニシテ現役中汽罐ノ取扱ニ從事シタル者

二 海軍三等機關兵曹以上ニシテ現役中汽罐ノ取扱ニ從事シ且現役滿期後三年以上汽罐ノ取扱ニ

從事シタル者

三 近海汽船二等機關士免狀(發動機船ニ効力ヲ限リタルモノヲ除ク)以上ノ免狀受有者

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ令第三十四條第二項第二號ノ規定ニ該當スルモノト看做ス

一 海軍三等機關兵曹以上ニシテ現役中汽罐ノ取扱ニ從事シタル者

二 海軍一等機關兵曹ニシテ普通科機關術練習生(掌櫃術專修)教程ヲ卒業シタル者

三 海軍機關兵ニシテ現役中汽罐ノ取扱ニ從事シ且現役滿期後三年以上汽罐ノ取扱ニ從事シタル者

四 三等機關士免狀及汽船三等機關士免狀受有者

第五條 汽罐士試驗ハ令第三十四條第一項第一號、第二號及第二項各號ニ該當スル者ニ對シテハ令

第三十三條第四號ノ科目ノミニ付之ヲ行フ但シ在學中汽罐取締ニ關スル法令ヲ修得シタル者ニ對

シテハ試驗ノ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第六條 汽罐士試驗ハ毎年四月及十月ノ二回之ヲ行フ但シ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ行フコ

トアルヘシ

試驗ノ日時及場所ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第七條 汽罐士試驗ヲ受ケントスル者ハ四月ノ試驗ニ在リテハ三月一日ヨリ同月末日迄、十月ノ

試驗ニ在リテハ九月一日ヨリ同月末日迄ニ、臨時試驗ニ在リテハ試驗施行日ノ十日前述ニ願書ヲ

提出スヘシ

第八條 令第三十六條ノ規定ニ依ル汽罐士免許願ニハ所定ノ期間汽罐ノ取扱ニ從事シタルコトヲ證

スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

第九條 令第三十九條第三項ノ規定ニ依ル汽罐取扱主任者選任届ハ別記第四號様式ニ依ルヘシ

第十條 汽罐ニ附屬スル煙突ハ左ノ構造制限ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況、燃料ノ種類等ニ依リ多少



ノ耐耐ヲ爲スコトアルヘシ  
 一 多量ノ燃料ヲ使用スル汽機ニ附属スル煙突ノ高ハ十八米以上ニシテ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵造ト爲シ鐵骨針ヲ設タルコト  
 二 高十八米未満ニシテ鐵筋「コンクリート」造、鐵造又ハ煉瓦造ニ非サル煙突ハ鐵材ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スコト  
 三 土管造煙突ハ高サ十二米以下トシ其ノ接合部ニ漆喰又ハ「モルタル」ヲ用フルコト  
 四 煙突ノ構造上必要ナル支線ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控杭若ハ防腐方法ヲ施シタル木杭ニ緊着スルコト

附 則

第十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第十二條 本令施行ノ際ニ設置ニカカル煙突ニ對シテハ其ノ改築ニ至ル迄第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(第一號様式)

- 一 汽機検査證書
- 一 設置地名番號
- 一 被承継者住所氏名

- 一 承継者住所氏名生年月日
  - 一 事業ノ種類並使用目的
  - 一 汽機ノ種類
  - 一 汽機検査證書號
- 右ノ通承継仕候條此段以連署及御届候也
- 年 月 日

右 被承継者 氏 名  
 承継者 氏 名  
 (妻ノ場合ハ夫、未成年者ノ場合ハ法定代理人ノ同意ヲ要ス)

埼玉縣知事 氏 名 殿

(第二號様式)

- 一 汽機検査證書再交付願
- 一 設置地名番號
- 一 設置者氏名



- 一 事業ノ種類並使用目的
  - 一 汽罐ノ種類
  - 一 汽罐検査證番號
  - 一 再交付ノ事由(毀損ノ場合ハ舊検査證添付)
- 右ノ通汽罐検査證減失致候條再交付相成度此段及御願候也
- 年 月 日

埼玉縣知事 氏 名 殿

右 氏

名 印

(第三號樣式)

汽罐管理人選任認可願

- 一 設置地地名番號
- 一 設置者ノ住所氏名
- 一 汽罐検査證番號
- 一 事業ノ種類並使用目的
- 一 管理人ノ住所氏名生年月日

一 管理人選任ノ事由

右ノ通汽罐管理人選任致度御認可相成度別紙管理人ノ履歷書相添此段及申請候也

年 月 日

埼玉縣知事 氏 名 殿

設置者 氏  
管理人 氏

名 名  
印 印

(第四號樣式)

汽罐取扱主任者變更届

- 一 設置地地名番號
- 一 設置者氏名
- 一 事業ノ種類並使用目的
- 一 汽罐種類
- 一 傳熱面積
- 一 調限壓力又ハ水頭壓
- 一 取扱主任者氏名







八、原動機

一、原動機取捨規則



# 八、原 動 機

## 一、原動機取締規則 (昭和十一年三月三日 埼玉縣令第一號)

第一條 本令ニ於テ原動機ト稱スルハ三馬力以上(移動式ニシテ稻扱、糶摺又ハ灌漑用ノモノニ在リテハ五馬力以上)ノ蒸汽機關、瓦斯機關及油機關ヲ謂フ

第二條 原動機ヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル願書正副二通ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

一 設置者ノ本籍、住所、氏名及年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所々在地及代表者ノ氏名)

二 原動機ノ設置地(移動式原動機ニ在リテハ使用豫定地)

三 原動機使用ノ目的

四 事業場敷地建築物ノ配置圖及敷地周圍ノ平面圖

五 原動機及主要使用機械ノ種類並個數

六 原動機ノ構造圖書



- 七 原動機基礎据付構造仕様書又ハ基礎据付圖
- 八 原動機室ノ仕様書及平面圖、断面圖、正面圖
- 九 竣 功 期 日

前項ニ定ムルモノノ外必要ト認ムルトキハ他ノ書類又ハ圖書ヲ提出セシムルコトアルヘシ  
 第一項ニ依リ許可ヲ與ヘタルトキハ副本ニ別記様式ニ依ル許可證印ヲ押捺シテ之ヲ交付ス

第三條 原動機構造調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 蒸 汽 機 關
  - イ 種類及個數
  - ロ 汽 筒ノ寸法
  - ハ 衝程ノ寸法
  - ニ 一分間ノ回轉數
  - ホ 馬 力 數
  - ヘ 速度調整機ノ種類
  - ト 凝結器ノ種類
- チ 製作所名、製作年月及履歷
- 二 瓦斯又ハ油機關

- イ 種類及個數
  - ロ 汽 筒ノ寸法
  - ハ 衝程ノ寸法
  - ニ 一分間ノ回轉數
  - ホ 馬 力 數
  - ヘ 速度調整機ノ種類
  - ト 點火裝置ノ種類
  - チ 排氣ノ方法
  - リ 瓦斯發生器、洗滌器、瓦斯溜、油槽及汽筒冷却ノ構造裝置
  - ヌ 瓦斯又ハ油ノ種類及一時間ノ消費量
  - ル 製作所名、製作年月及履歷
- 第四條 第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル工事竣功シタルトキハ届出テ使用認可ヲ受ルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第五條 原動機設置者ニ變更アリタルトキハ承繼者ハ被承繼者連署ノ上承繼ノ事由ヲ具シ十日以内ニ届出ツヘシ
- 原動機ヲ借受ケテ使用セムトスル者ハ原動機設置者連署ノ上届出ツヘシ



前項ノ場合ニ於テ原動機ヲ借受ケテ使用スル者ハ本令ノ適用ニ付テハ原動機設置者ニ代ルモノトス

第六條 原動機設置者ハ原動機取扱主任者ヲ選任スヘシ

前項ニ依リ原動機取扱主任者ヲ選任セントスルトキハ其ノ履歷書ヲ添ヘ届出ツヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

原動機取扱主任者其ノ職務ヲ行フニ不適當ト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 原動機設置者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 原動機取扱主任者ヲシテ原動機使用中現場ニ在リテ其ノ職務ニ從事セシムルコト
- 二 原動機室其ノ他原動機ノ設置場所ニハ係員ノ外濫リニ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨見易キ箇所ニ揭示スルコト

三 原動機取扱主任者ノ氏名ヲ原動機室其ノ他原動機設置場所内ノ見易キ箇所ニ揭示スルコト

四 原動機又ハ其ノ附屬設備ニ毀損ヲ生シ又ハ異狀アリト認メタルトキハ其ノ使用ヲ停止シ直ニ

所轄警察署ニ届出ツルコト

第八條 原動機設置者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

- 一 許可ヲ受ケタル後原動機ノ設置ヲ中止シタルトキ
- 二 原動機設置者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所々在地及代表者ノ氏名)

ヲ變更シタルトキ

三 原動機使用ノ目的ヲ變更シタルトキ

四 原動機ノ使用ヲ廢止シタルトキ

第九條 原動機ノ使用ニ關シ危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ除害若ハ豫防ノ爲ニ必要ナル施設ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトアルヘシ

(危規)二

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 本令ニ依リ提出スヘキ書類ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ
- 二 許可ノ條件又ハ制限ニ違背シタルトキ
- 三 本令又ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違背シタルトキ
- 四 竣功豫定期日ヲ経過スルモ尙竣功セサルトキ
- 五 原動機設置者ノ所在不明三月以上ニ亘リタルコト

第十一條 本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ原動機設置地ノ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第十二條 本令又ハ本令ニ基キ發シタル命令若ハ處分ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十三條 原動機設置者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他従業者ニシテ本令並ニ本令ニ基キ發シタル命令若ハ處分ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ル



ルコトヲ得ス  
第十四條 本令ニ依ル規則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年十月縣令第五十五號原動機取締規則第九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル原動機取扱者ハ本

令第六條ノ規定ニ依リ届出テタル原動機取扱主任者ト看做ス

昭和八年十月縣令第五十五號原動機取締規則ハ之ヲ廢止ス

第二條第三項ニ依ル許可證印



*[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]*



一、工場取締規則

九、工場取締規則



## 九、工場取締規則

### 一、工場取締規則

(昭和十二年三月十六日  
埼玉縣令第十六號)

第一條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 工場法第一條ニ該當スルモノ
- 二 有害ノ瓦斯、蒸氣、液體ヲ排出シ若ハ著シク煤煙、粉塵ヲ發散シ又ハ甚シク惡臭、騒響、震動ヲ生スル事業ヲ營ムモノ
- 三 爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲スモノ
- 四 原動力ヲ使用スルモノ
- 五 常時五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

(法)一、二四、二五(令)一、二、三(規)一、二七(則)二

第二條 前條第一號第二號及第三號ノ工場ヲ新設、増築、改築又ハ移轉セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル願書正副二通ヲ提出シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第五號乃至第九號ノ事項ヲ變更セントス



ルトキ亦同シ

- 一 工場ノ名稱
- 二 工業主ノ住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名）
- 三 工場ノ設置地
- 四 常時使用スル職工數（男女別、寄宿通勤別數）
- 五 事業ノ種類
- 六 原料ノ種類、工程ノ概要及製品ノ種類
- 七 有害ノ瓦斯、蒸氣又ハ液體ノ除害方法
- 八 騒音、振動、煤煙、粉塵又ハ悪臭ノ防止方法
- 九 爆發、發火又ハ引火ノ危険防止方法
- 十 防火及避難ノ方法
- 十一 原動機、危険ナル機械及動力傳導裝置ノ危害防止方法
- 十二 原動機及汽罐ノ種類並ニ個數
- 十三 主要使用機械ノ名稱、種類及個數
- 十四 敷地ノ周圍五十五メートル以内ノ地形ヲ示シタル平面圖（縮尺及方位ノ明示ヲ要ス）

十五 敷地内ニ於ケル各建設物ノ配置及其ノ出入口、非常口、通路、階段、手摺、窓、汽罐、原動機、主要機械、爐、煙突、煙道、水槽、排水路、車軸道、消火栓其ノ他ノ設備ノ位置ヲ示シタル平面圖（縮尺及方位ノ明示ヲ要ス）

十六 建物ニ在リテハ各階ノ平面圖、小屋伏圖、側面圖及断面圖

十七 竣功期日  
前項ノ工事ハ様式第一號ニ依ル許可證印ノアル副本ノ交付ヲ受クルニ非サレハ之ニ着手スルコトヲ得ス

第三條 工事竣功シタルトキハ工事竣功届正副二通ヲ提出シ竣功検査ヲ受ケ様式第二號ニ依ル使用許可證印ノアル副本ノ交付ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ一部竣功シタルトキハ其ノ部分ニ付届出テ使用許可ヲ受クルコトヲ得

第四條 既設ノ工場ヲ第一條第一號第二號及第三號ノ工場ニ使用セントスルトキハ第二條第一項第一號乃至第十五號ノ事項ヲ具シタル既設工場使用届正副二通ヲ提出シ様式第三號ニ依ル届出済證印ノアル副本ノ交付ヲ受クヘシ

第五條 第一條第一號第二號及第三號ノ工場ヲ大修繕、模様替又ハ主要機械ノ變更ヲ爲サントスルトキハ其ノ概要ヲ具シタル届書正副二通ヲ提出シ様式第三號ニ依ル届出済證印ノアル副本ノ交付ヲ受クヘシ



第六條 第二條第二項、第三條乃至第五條及第二十五條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル副本ハ常ニ之ヲ工場ニ保管シ當該官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

第七條 第二條第一項ノ規定ニ依ル願書若ハ第四條ノ規定ニ依ル届書ヲ提出スル場合ニ於テ其ノ事項中ニ工場附屬寄宿舎規則、工場危害豫防及衛生規則、汽罐取締令、原動機取締規則等ニ依リ別ニ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スヘキ事項アルトキハ同時ニ其ノ願書又ハ届書ヲ提出スヘシ

第八條 第二條第一號第二號及第三號ノ工場ヲ該受ケテ借受ケ又ハ相續シテ使用セントスルトキハ當事者ノ連署ヲ以テ、若連署シ能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ借受ケタル工場ノ使用ヲ廢止セントスルトキ亦同シ

第九條 工場ハ其ノ作業場ト社寺、公園、官公署、學校其ノ他ノ營造物及病院トノ間ニ相當ノ距離ヲ保ツヘシ

第十條 工場又ハ作業場（本令第一條第一號ノ工場ヲ除ク）ノ構造設備ハ左ノ各號ノ制限ニ準據スヘシ

- 一 原動機及壓縮機關ハ完全ニ區劃セル場所ニ之ヲ設置スルコト但シ据付位置ノ關係上已ムラ得サルモ直又ハ危險ナキモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二 機車軸、調車、調索、勢輪、齒輪其ノ他動力傳導裝置ノ危險ナル部分ニハ被覆、柵圍等適當ナル危害豫防裝置ヲ設クルコト

- 三 原動力ニ依リ運轉スル機械ノ危險ナル部分ニハ作業上已ムラ得サル場合ヲ除クノ外被覆、柵圍等適當ナル危害豫防裝置ヲ設クルコト
  - 四 多量ノ粉塵又ハ有害ナル瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散スル作業場及爆發、發火若ハ引火ノ虞アル作業場貯藏倉庫又ハ置場ヘ之カ危害ヲ豫防スル爲密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲シ且他ノ作業場ト不然質物ヲ以テ遮斷スルカ隔離スルコト
  - 五 騒音、震動、粉塵、煤煙、惡臭ヲ發生シ又ハ有害ナル瓦斯若ハ液體ヲ排出スルモノハ適當ナル防止又ハ除害ノ施設ヲ爲スコト
  - 六 防火、消火及避難ノ爲適當ナル設備ヲ爲スコト
  - 七 出入口及非常口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸トシ作業中何時ニテモ直ニ開放シ得ル方法ヲ講シ置クコト
  - 八 昇降口、物品ノ揚卸口、槽、釜、車軸道、足場其ノ他墜落ノ危險アル箇所ニハ柵圍其ノ他適當ナル安全設備ヲ爲スコト
  - 九 便所ノ糞尿壺及其ノ上口周圍ハ不透透質物ヲ以テ築造スルコト
  - 十 煙突ハ汽罐取締令施行細則第十條ノ規定ニ據ルコト
- (危規) 二、三、四、五、六、七、八、一〇、一一、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九



第十一條 工場ニハ職工名簿ヲ備ヘ職工徒弟ノ本籍、住所、氏名、生年月日、履歴、雇入及解雇ノ年月日ヲ記載スヘシ

第十二條 職工工場内ニ於テ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタルトキハ速ニ醫師ノ診療ヲ受ケシムヘシ  
(法)一五(令)四、五、六、七、七ノ二

第十三條 工場内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事故發生シタルトキハ即時之ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ  
一 死亡者、重傷者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者ヲ生シタルトキ  
二 火災、爆發、建設物ノ倒潰又ハ汽罐ノ破裂シタルトキ  
(法)一五(令)八、九、一〇、一一、一二

第十四條 工場ノ設備若ハ作業ノ方法カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ豫防若ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ニ依リ許可、認可ヲ取消スコトアルヘシ  
一 工場ノ設置許可ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ工事ニ着手セサルトキ  
二 竣功期日後六月ヲ経過スルモ尙竣功セサルトキ  
三 竣功後一年ヲ経過スルモ尙事業ヲ開始セサルトキ  
四 工業主所在不明トナリ且休業六月以上ニ及ヒタルトキ

五 休業三年以上ニ及ヒタルトキ

第十六條 第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル工場ノ工業主其ノ工場ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ、一年以上工場ノ使用ヲ休止セントスルトキ又ハ休止シタル工場ヲ使用セントスルトキハ五日以前ニ知事ニ届出ツヘシ

第十七條 本令ニ依リ提出スヘキ書類ハ工場所在地ノ所轄警察署ヲ經由スヘシ  
第十八條 工場法第十八條ノ規定ニ依ル工場管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルコトヲ得  
第十九條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違背シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス  
第二十條 本令ノ罰則ハ工業主カ未成年者、禁治産者又ハ法人ナル場合ニ於テハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 工業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十二條 本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第二十三條 第十條ノ規定ハ本令施行ノトキ既ニ設置シタルモノニシテ工場法第一條ニ該當セサル



工場ニハ本令施行後二年間、第十條第十號ノ規定ニ依ル制限ハ改築ニ至ル迄之ヲ適用セス  
 第二十四條 本令ノ適用ヲ受クヘキ工場ニシテ従前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモ  
 ノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモノト看做ス  
 第二十五條 本令施行ノトキ第一條第二號及第三號ニ該當シ本令ノ施行ニ依リ許可ヲ受クルニ至リ  
 タルモノハ本令施行後二月以内ニ第二條第一項第一號乃至第九號ノ事項ヲ具シタル届書正副二通  
 ヲ提出シ様式第三號ニ依ル届出済證印ノアル副本ノ交付ヲ受クヘシ

(様式第一號)



(第二條第二項ノ規定ニ依ル許可證印)

第十條第十號ノ規定ニ依ル制限ハ改築ニ至ル迄之ヲ適用セス  
 第二十四條 本令ノ適用ヲ受クヘキ工場ニシテ従前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモ  
 ノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモノト看做ス  
 第二十五條 本令施行ノトキ第一條第二號及第三號ニ該當シ本令ノ施行ニ依リ許可ヲ受クルニ至リ  
 タルモノハ本令施行後二月以内ニ第二條第一項第一號乃至第九號ノ事項ヲ具シタル届書正副二通  
 ヲ提出シ様式第三號ニ依ル届出済證印ノアル副本ノ交付ヲ受クヘシ

(様式第二號)



(第三條ノ規定ニ依ル認可證印)

(様式第三號)



(第四條、第五條及第二十五條ノ規定ニ依ル届出済證印)



- 一、商 店 法
- 二、商店法施行令
- 三、商店法施行規則
- 四、閉店時刻繰延ノ期間並ニ地域

一〇、商店法關係法令



# 一〇、商店法關係法令

## 一、商店法

(昭和十三年三月二十六日  
法律第二十八號)

第一條 本法ハ市及主務大臣ノ指定スル町村(町村ニ準ズベキモノヲ含ム)ニ於テ物品販賣業又ハ  
理容業ヲ營ム店舗ニ之ヲ適用ス  
前項ノ物品販賣業及理容業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(店令)一

第二條 店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻以後顧客ニ對シ前條ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ閉店時刻前  
ヨリ引續キ店舗ニ在ル顧客ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ  
店主ハ閉店時刻以後ト雖モ負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ對シ其ノ必要ニ  
應ズル物品ヲ販賣スルコトヲ得

(店法)一四

第三條 閉店時刻ハ午後十時トス



行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限リ前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得

第四條 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ一年ヲ通シ六十日以内前二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

前項ノ外行政官廳必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ前二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

(店規)一 (縣令)六二號

第五條 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與フベシ

(店法)一四

第六條 左ニ掲グル店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二條及第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

一 興行場、觀覽場、遊技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

二 展覽會場、共進會場、博覽會場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

三 停車場又ハ船舶發着所ニ於ケル店舗

四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二號ノ店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(店規)二

第七條 當時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者又ハ女子ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ之ニ與フベシ

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通シ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

(店法)一四 (店規)三、四、五、七、一二

第八條 前條第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ與フベシ業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ休日ヲ一回ト爲スコトヲ得

(店法)一四 (店規)六、七、一二

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得

第十條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ期間又ハ地域ヲ限リ本



法ノ全部又ハ一部ヲ適用セザルコトヲ得  
第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラズ  
當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ  
(店法)一五 (店規)九

第十二條 店主ハ店舗ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スル店證管理人ヲ選任スルコトヲ得  
店主本法施行地内ニ居住セザルトキハ店舗管理人ヲ選任スルコトヲ要ス  
店舗管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ但シ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限リニ在ラズ  
(店規)一〇、一一

第十三條 前條ノ店舗管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ店主ニ代ルモノトス  
店主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ店舗管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同ジ

第十四條 店主又ハ前條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二條第一項、第五條、第七條第一項第二項又ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ八科料ニ處ス

第十五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ八科料ニ處ス

第十六條 店主又ハ第十三條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本法及本法ニ基キテ發スル命令ハ營利ヲ目的トセザル物品販賣又ハ收容ノ事業ヲ爲ス店舗ニ之ヲ準用ス但シ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ付テハ店舗管理人ニ關スル規定及罰則ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關内ニ於ケル店舗及露店ニ之ヲ適用セズ  
行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ付終業スベキ時刻ヲ定ムルコトヲ得  
附 則  
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年八月三十一日  
勅令第六百十八號

商店法ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス



二、商店法施行令 (昭和十三年八月三十一日 勅令第六百十九號)

三四二

第一條 商店法第一條第一項ノ物品販賣業ハ物品ノ小賣業及卸賣業トシ料理店業及飲食店業ヲ含まザルモノトス

同法同條同項ノ理容業ハ理髮業、結髮業及美容術業トス

第二條 國ノ直營スル店舗ニ關シテハ所轄官廳ハ商店法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附 則

本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ商店法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

其ノ施行ノ爲ニ必要ナル事項ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

三、商店法施行規則 (昭和十三年八月三十一日 厚生省令第二十五號)

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)必要アリト認ムルトキハ夜間特ニ販賣ナル地域ニシテ商店法第三條第一項ノ閉店時刻ニ據リ難キモノニ付當該地域ニ關係アル商工會議所又ハ之ニ代ルベキ團體ノ意見ヲ聞キ地域ヲ限リ閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ期間又ハ營業ノ種類ヲ限ルコトヲ得

第二條 商店法第六條ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 店舗ノ名稱及所在ノ場所
- 二 店主ノ氏名及住所(法人タル店主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下之ニ同ジ)
- 三 營業ノ種類(物品販賣業ニ在リテハ販賣スル物品ノ種類ヲ附記スルコト以下之ニ同ジ)
- 四 閉店時刻又ハ休日ニ關スル規定ヲ適用セザルコトヲ必要トスル事由

第三條 店主常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ十日以内ニ地方長官ニ届出ツベシ第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同ジ

- 一 店舗ノ名稱及所在地

三四三



- 二 店主ノ氏名及住所
  - 三 營業ノ種類
  - 四 常時使用スル使用人ノ員數並ニ十六歳未満ノ者及女子ノ員數
  - 五 十六歳未満ノ者及女子ノ就業時間、休憩時間及休日ニ關スル事項
- 第四條 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗商店法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ又ハ常時使用スル使用人五十人未満トナリタルトキハ店主ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 第五條 商店法第七條第三項及第四項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 一 店舗ノ名稱及所在地
  - 二 店主ノ氏名及住所
  - 三 營業ノ種類
  - 四 就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由
  - 五 延長セントスル就業時間及其ノ期間
- 第六條 商店法第八條第二項ノ許可ノ申請ハ前條第一號乃至第三號ニ掲グル事項ノ外休日ヲ一回ト爲スコトヲ必要トスル事由ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 第七條 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ於テ立續ケ就業スル女子アルトキハ店主ハ少クトモ三人ニ付一箇ノ屢掛又ハ椅子ヲ備付クベシ

- 第八條 前條ノ外地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得
- 第九條 商店法第十一條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル
- 第十條 商店法第十二條第三項ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
- 一 店舗ノ名稱及所在地
  - 二 店主ノ氏名及住所
  - 三 營業ノ種類
  - 四 常時使用スル使用人ノ員數
  - 五 店舗管理人ノ氏名及住所
- 前項ノ申請ニハ店舗管理人ノ履歷書ヲ添附スベシ
- 第十一條 店主ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 一 店主商店法第十二條第三項但書ノ規定ニ依リ店舗管理人ヲ選任シタルトキ
  - 二 店舗管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルモノトシ
- 一 第七條ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハザル者



本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ商店法第三條及第六條ノ規定(同法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス商店法施行ノ際現ニ常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ本令第三條各號ニ掲グル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ地方長官ニ届出ツベシ

一 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

二 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

三 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

四 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

五 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

六 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

七 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

八 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

九 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十一 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十二 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十三 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十四 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十五 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十六 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十七 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十八 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

十九 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

二十 第一條ノ附則ニ規程命合ニ於テハ...

第 號 昭和 年 月 日交付

官職 厚生省又ハ 廳府縣 印

氏 名

商店法第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建築物ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラズ

當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證票ヲ携帶スベシ

商店法第十五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

縦八センチメートル、横十センチメートル中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「店舗臨檢票」ト記ス



### 四、閉店時刻繰延ノ期間並ニ地域

(昭和十三年九月廿八日  
埼玉縣令第六十二號)

商店法第四條第一項ノ規定ニ依リ左記期間並ニ地域ニ付閉店時刻ヲ十一時迄繰延ベ又ハ同法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セズ

記

#### 一、川越市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ブル期間並ニ地域	期	間	地
每月八日	二十七日迄	全市一圓	城
七月六日ヨリ	七月十五日迄	同	同
八月九日ヨリ	八月十六日迄	同	同
十月十三日ヨリ	十月十七日迄	同	同
十二月十九日ヨリ	十二月二十八日迄	同	同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セザル期間並ニ地域

期	間	地
十二月二十九日ヨリ	十二月三十一日迄	全市一圓

#### 二、熊谷市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ブル期間並ニ地域

期	間	地
一月二日ヨリ	一月七日迄	全市一圓
一月二十九日ヨリ	二月四日迄	同
三月十五日	同	同
四月五日ヨリ	四月十九日迄	同
六月十三日	同	同
七月十七日ヨリ	七月二十日迄	同



八月十日ヨリ	八月十六日迄	同
十月一日ヨリ	十月三日迄	同
十二月二十日ヨリ	十二月二十八日迄	同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セザル期間並ニ地域

期	間	地
七月二十一日ヨリ	七月二十三日迄	全市一圓
十二月八日		同
十二月二十九日ヨリ	十二月三十一日迄	同

三、川口市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ブル期間並ニ地域	期	間	地
四月二十日			全市一圓

七月一日ヨリ	七月十五日迄	同
十二月一日		同
十二月二十一日ヨリ	十二月二十八日迄	同

商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セザル期間並ニ地域

期	間	地
十月十九日		全市一圓
十二月十五日		同
十二月二十九日ヨリ	十二月三十一日迄	同

四、浦和市

閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ブル期間並ニ地域	期	間	地
四月二十四日ヨリ			全市一圓



四月八日	七月十二日迄	同	商店法第二條及第三條ノ規定ヲ適用セザル期間並ニ地域	間	地	全市一圓
七月六日ヨリ	同	同				
八月二日ヨリ	八月二十二日迄	同				
八月二十四日ヨリ	八月二十六日迄	同				
十二月六日ヨリ	十二月十一日迄	同				
十二月二十二日ヨリ	十二月二十八日迄	同				
四月二十三日		同				
七月二十日		同				
八月二十三日		同				
十二月十二日		同				

十二月二十九日ヨリ	十二月三十一日迄	同
-----------	----------	---

附 則

本令ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス



- 一、市街地建築物法
- 二、市街地建築物法施行令
- 三、市街地建築物法施行規則
- 四、市街地建築物法施行細則

## 一一、市街地建築物法令



# 一一、市街地建築物法令

## 一、市街地建築物法

(大正八年四月法律第三七號  
昭和十三年三月法律第二九號)

抜萃

第七條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條 建築線ハ其ノ敷地カ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非サレハ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一、保安上危険ト認ムルトキ



二、衛生上有害ト認ムルトキ

三、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法

ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキニハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ

處ス

第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員四メートル以上ノモノヲ謂フ

幅員四メートル未満一・七三メートル以上ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ト看做ス

## 二、市街地建築物法施行令

(大正九年九月三十日勅令第四百三十八號)

披萃

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ第一號乃

至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已

ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

一、常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場

二、左ニ掲クル事業ヲ營ム工場

イ、玩具用普通火工品ノ製造

ロ、「アセチリンガス」ヲ用フル金屬ノ工作(溶解「アセチレンガス」ヲ用フルモノヲ除ク)

ハ、引火性溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」又ハ「ドライダイニング」

ニ、「セルロイド」ヲ加熱加工又ハ鋸様ヲ用フル加工

ホ、印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造

ヘ、塗料ノ吹付

ト、亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白

チ、骨炭其ノ他動物質炭ノ製造